

2024 Nagaizumi Lifestyle Guide

あなたに、みんなに、もっと“ちょうどいい”町に

ちょうどいいが
いちばんいい
nagaizumi

長泉町
NAGAIZUMI





発刊にあたって

私たちのまち長泉町は、昭和35年の町制施行以来、企業誘致や子育て支援の充実など、町民の皆さんとともに数々の施策を推進してまいりました。その結果、今では県内屈指の財政力や人口増加率を誇る活気あふれる町に成長いたしました。

町では、令和3年4月から第5次長泉町総合計画として「みんなでつくる 輝きつづける ちょうどいいまち ～優しく育む 豊かで安心ながいずみ～」の実現を目指したまちづくりに取り組んでおります。

この冊子は、長泉町に転入された方などを対象に、役場の業務や公共施設の所在地などを紹介したものです。

皆さんの暮らしにご活用いただければ幸いに存じます。

長泉町長 池田 修

「暮らしの便利帳」のご利用について

この便利帳の掲載内容は、おおむね令和5年度末を基準に編集しました。

なお、今後、制度や利用料金など内容が変わる場合がありますので、詳細は、担当課へ直接お問い合わせください。また、広報ながいずみや町ホームページと併せてご利用ください。

町章



長泉町の『長』の字を日本の古典芸能楽器である鼓の形に図案化したもので、町の発展する姿を象徴したものです。

(昭和31年1月制定)

町の木：モッコク



大気汚染など公害にも強く、病害虫への抵抗性もあり、常緑の葉と端正な樹形は常に美しく、その姿から庭木の王者とも呼ばれ、町の木にふさわしいとして選定されました。

(昭和50年8月制定)

町の花：サツキ



栽培管理が容易で、露地植え、鉢植え、盆栽など栽培範囲も多彩で、花および木模様の鑑賞もでき、当町の気候風土に最も適しているとして選定されました。

(昭和50年8月制定)

ようこそ ながいずみへ

長泉町紹介

長泉町は、静岡県の東部に位置し、東西を三島市と沼津市、南北を清水町と裾野市に接しています。

北に世界文化遺産富士山を仰ぎ、南に駿河湾を望む温暖な気候、美しい自然環境に富み、住民生活においても県内屈指の高い人口増加率や出生率を誇るなど、確実な発展を続けている町です。

明治22年「長泉村」が誕生し、昭和35年4月1日に人口増により、合併によらず単独で「長泉町」となりました。このころから、農業の町から工業を中心とした町へと大きく変貌してきました。

JR東海道新幹線三島駅、東名高速道路、新東名高速道路などの、優れた交通アクセスや豊かな水資源など、好環境を背景に優良企業が多数立地し、がん治療の最先端技術を誇る県立静岡がんセンターや県医療健康産業研究開発センターを中核としたファルマバレープロジェクトを生かした健康関連産業の誘致を進めるなど、新たな企業誘致による雇用創出や産業の活性化に取り組んでいます。

今後は、新たな交通網整備によるアクセス向上に伴い、ますます発展が期待される町です。

役場の所在地	〒411 - 8668 静岡県駿東郡長泉町中土狩828番地
役場の位置	東経138°53'50" 北緯35°08'16"
町の位置	東端／東経138°54'42" 北緯35°07'48"
	西端／東経138°48'42" 北緯35°13'09"
	南端／東経138°53'19" 北緯35°06'46"
	北端／東経138°48'44" 北緯35°13'17"
面積	26.63km ²
海抜	58.4m ※役場
広がり	東西／9.1km 南北／12.0km

役場の位置は、国土地理院発表による。

項目別インデックス

ご覧になりたい項目がこちらから確認できます

- 1 役場はこんなところ 
- 2 長泉町公共施設案内・マップ 
- 3 自治会に加入しましょう 
- 4 大切な届け出 
- 5 子育て支援 
- 6 福祉・介護 
- 7 保険・年金 
- 8 健康増進 
- 9 税金・保険料 
- 10 環 境 
- 11 上下水道 
- 12 ごみの分け方・出し方 
- 13 生涯学習・文化 
- 14 防災・防犯・交通安全 
- 15 広報・広聴 
- 16 相 談 
- 17 移住・定住 
- 18 コミュニティバス路線図 

目次

発刊にあたって

●ようこそ ながいずみへ …… 1

- 長泉町紹介

1 役場はこんなところ …… 4

- 長泉町組織機構図と主な仕事内容 …… 4

2 長泉町施設案内・マップ …… 6

- 長泉町施設案内マップ …… 6
- 施設連絡一覧 …… 8

3 自治会に加入しましょう …… 10

4 大切な届け出 …… 12

- 戸籍 …… 12
- 住民登録 …… 13
- 印鑑登録
- マイナンバーカード …… 14
- 公的個人認証(電子証明書)サービス
- 広域窓口サービス …… 15
- 戸籍謄本(全部事項証明書)
戸籍抄本(個人事項証明書)
- 各種証明など交付手数料 …… 16
- パスポート(旅券)申請 …… 18
- 南部地区センター …… 19

5 子育て支援 …… 20

- 妊娠したら …… 20
- 手当・助成・給付
- 健康診査 …… 21
- 予防接種
- 育児教室・相談など
- お子さんの発達が気になったら …… 22
- ひとり親家庭などへの支援
- 幼稚園・保育園・認定こども園について …… 23
- 保育料について
- 子育てサポート
- 学校に関する手続き …… 24
- 教育支援
- 教育相談 …… 25

6 福祉・介護 …… 26

- 社会福祉 …… 26
- 障がい者(児)福祉
- 高齢者福祉 …… 27
- 介護保険
- 地域包括支援センター …… 28
- 長泉町社会福祉協議会 …… 29

7 保険・年金 …… 30

- 国民健康保険 …… 30
- 後期高齢者医療制度
- 国民年金 …… 31

8 健康増進 …… 32

- 保健支援 …… 32
- スポーツ …… 33

9 税金・保険料 …… 34

- 町税などの種類 …… 34
- 個人町民税(県民税)
- 固定資産税・都市計画税
- 軽自動車税(種別割)
- 国民健康保険税 …… 35
- 介護保険料
- 後期高齢者医療保険料 …… 36

10 環境 …… 37

- 犬・猫を飼うときは …… 37
- 飼い主のいない猫対策
- 環境対策
- 補助金制度 …… 38

11 上下水道 …… 40

- 水道の利用について …… 40
- 下水道 …… 42

12 ごみの分け方・出し方 …… 43

- ごみステーションは …… 43
- ごみ出しは
- 分別区分は

- ごみの持ち込みは 44
- 家電リサイクル法の対象機器 45
- パソコンのリサイクル

- 13生涯学習・文化 46**
 - 生涯学習 46
 - 町民図書館 47
 - 井上靖文学館

- 14防災・防犯・交通安全 48**
 - 防災 48
 - 防犯 49
 - 交通安全

- 15広報・広聴 50**
 - 町からの情報 50
 - 皆さんの声を町政に

- 16相談 51**
 - 各種相談一覧 (全ての相談は無料です) .. 51

- 17移住・定住 52**

- 18コミュニティバス路線図 53**
 - 長泉町民憲章 54
 - 長泉町健康都市宣言
 - 長泉町非核平和都市宣言
 - 長泉町歌・長泉音頭

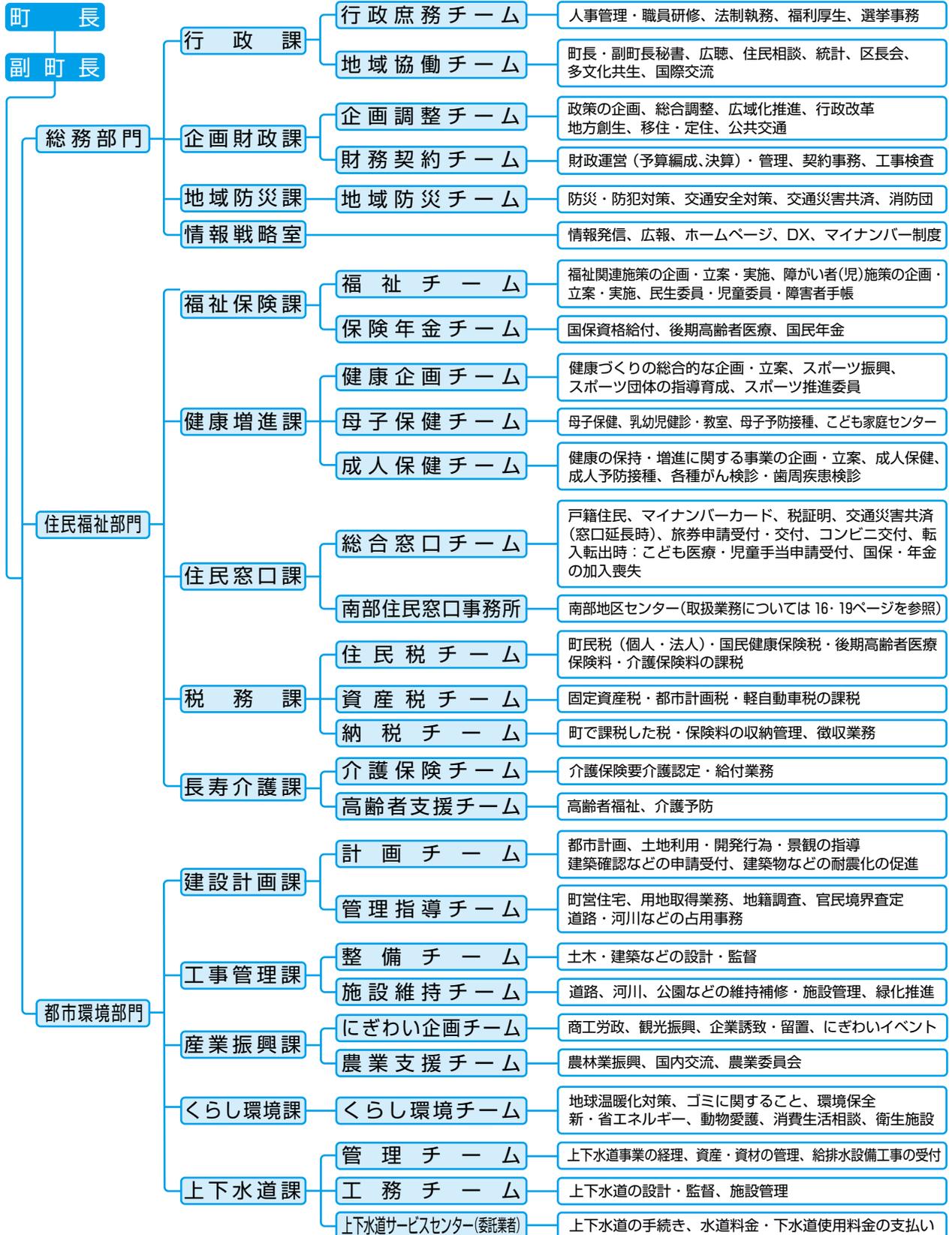


1 役場は こんなところ

1 役場はこんなところ

長泉町組織機構図と主な仕事内容

■町長部局





教育委員会

教育長
(教育委員会)

教育推進課

教育総務チーム

教育委員会事務・小中学校事務

学校教育チーム

学籍管理・学校生活・就学に関すること

小・中学校

教育支援センター

(令和6年4月1日から)

こども未来課

子育て支援チーム

子育て支援施策の企画・実施、児童手当、こども医療、ひとり親支援、こども家庭センター、放課後児童会事務

こども交流センター・放課後児童会

こども保育チーム

幼稚園・保育園・認定こども園事務

幼稚園・保育園・認定こども園・子育て支援センター

生涯学習課

生涯学習チーム

生涯学習全般の企画・実施、文化財の保護・保存
男女共同参画の推進および施策の企画、青少年健全育成に関する施策の企画・実施、文化振興

コミュニティセンター・文化財展示館・町営駐車場
文化センター(指定管理)・井上靖文学館

町民図書館

図書・視聴覚資料の貸出、レファレンスサービス

学校給食センター

学校給食業務、センター管理、除去食対応給食業務

会計

会計管理者

会計課

会計チーム

収入・支払事務、静岡県収入証紙の販売

議会

議長

議会事務局

議会事務チーム

議会事務

監査委員

監査委員

監査委員事務局

農業委員会

農業委員会

農業委員会事務局(産業振興課)

選挙管理委員会

選挙管理委員会

選挙管理委員会事務局(行政課)

固定資産評価審査委員会

固定資産
評価審査委員会

固定資産評価審査委員会
事務局(行政課)



2

長泉町施設案内マップ

2 長泉町施設案内・マップ





公共施設

- ①役場
- ②南部地区センター
- ③学校給食センター
- ④富士山南東消防本部 長泉消防署
- ⑤塵芥焼却場
- ⑥一般廃棄物最終処分場
- ⑦裾野長泉斎苑 麗峰の丘
- ⑧防災センター

幼稚園・保育園・こども園

- ⑨桃沢幼稚園
- ⑩子育て支援センター・ちえりーぶらっさむ(聖心保育園内)
- ⑪北こども園
- ⑫パルながいずみ
- ⑬中央保育園
- ⑭長泉幼稚園
- ⑮東幼稚園
- ⑯竹原保育園 子育て支援センター・みかんちゃん
- ⑰南こども園

小・中学校

- ⑱長泉中学校
- ⑲北中学校
- ⑳長泉小学校
 - ひなげし児童会
 - さくら児童会
 - さくら第2児童会
 - やまゆり児童会
- ㉑北小学校
 - コスモス児童会
 - すずらん児童会
 - すみれ児童会
- ㉒南小学校
 - あさがお児童会
 - たんぽぽ児童会
 - ひまわり児童会

地域包括支援センター

- ㉓長泉南地域包括支援センター (さつき園内)
- ㉔長泉北地域包括支援センター
(ながいずみホーム地域づくりセンター モク・オハナ内)

体育施設

- ㉕桃沢グラウンド
- ㉖パークゴルフ場
- ㉗町民体育館 (北中体育館)
- ㉘北部スポーツ広場
- ㉙勤労者体育センター
- ㉚中土狩テニスコート
- ㉛ウェルピアながいずみ (健康づくりセンター)
長泉中央グラウンド
ミニ運動場
- ㉜御嶽堂公園テニスコート・多目的広場
- ㉝竹原グラウンド
- ㉞南部スポーツ広場

文化施設

- ㉟桃沢キャンプ場
- ㊱桃沢工芸村
- ㊲桃沢野外活動センター
- ㊳井上靖文学館
- ㊴いずみの郷 (在宅福祉総合センター)
- ㊵福祉会館
- ㊶ベルフォーレ (文化センター)
- ㊷コミュニティセンター
町民図書館
文化財展示館

公園

- ㊸上長窪広場
- ㊹鮎壺広場
- ㊺鮎壺公園
- ㊻御嶽堂公園
- ㊼薄原広場
- ㊽中土狩第2広場
- ㊾駿河平自然公園
- ㊿長泉町森林公園
- ①本宿にこここ公園
- ②南一色広場
- ③元長窪広場
- ④水と緑の杜公園
- ⑤池の平展望公園

施設連絡先一覧



2 長泉町施設案内・マップ

種別	施設名	住所	電話番号
公共施設	役場	中土狩 828	986-2131 (代表)
	南部地区センター*	竹原 211-30	989-8989
	学校給食センター	南一色 902-16	986-9033
	富士山南東消防本部 長泉消防署	中土狩 910-1	986-1199
	塵芥焼却場	東野 143-11	986-8393
	一般廃棄物最終処分場	東野 374-12	989-2268
	裾野長泉斎苑 麗峰の丘	裾野市今里 343-1	997-0389
	防災センター	中土狩 828	989-5505
幼稚園 保育園 こども園	桃沢幼稚園	元長窪 24	986-3813
	子育て支援センター・ ちえりーぶらっさむ (聖心保育園)	納米里 219	989-1421
	北こども園	上土狩 38-5	986-6992
	パルながいずみ	中土狩 539	988-1086
	中央保育園	中土狩 929-1	987-4185
	長泉幼稚園	下土狩 830	986-6990
	東幼稚園	下土狩 162-1	971-7230
	竹原保育園	竹原 317-1	971-7282
	子育て支援センター・みかんちゃん	竹原 317-1	973-4141
小学校	南こども園	竹原 88	986-6991
	北小学校	下長窪 1060	986-0400
	長泉小学校	中土狩 872-2	986-0476
放課後 児童会	南小学校	竹原 100	986-7313
	コスモス児童会 (北小校区)	下長窪 1061-1	989-3096
	すずらん児童会 (北小校区)	下長窪 1061-6	988-0082
	すみれ児童会 (北小校区)	下長窪 983-15	988-0430
	ひなげし児童会 (長泉小校区)	中土狩 872-2	988-0002
	さくら第2児童会 (長泉小校区)		070-8787-1407
	さくら児童会 (長泉小校区)	中土狩 857-29	987-0396
	やまゆり児童会 (長泉小校区)	中土狩 866-30	986-8448
	あさがお児童会 (南小校区)	下土狩 1690-1	988-8698
	たんぽぽ児童会 (南小校区)	下土狩 1658-1	989-0802
ひまわり児童会 (南小校区)	987-7751		
中学校	長泉中学校	下土狩 777	986-0491
	北中学校	納米里 333-3	987-1820
地域包括支援 センター	長泉南地域包括支援センター (南部圏域)	下土狩 457-2 (さつき園内)	999-2121
	長泉北地域包括支援センター (北部圏域)	下長窪 781-1 (ながいずみホーム地域づくり センター モク・オハナ内)	941-5335

施設連絡先一覧

種別	施設名	住所	電話番号
体育施設	桃沢グラウンド※	元長窪 895-52	987-5100
	パークゴルフ場	元長窪 895-81	941-8955
	町民体育館（北中体育館）	納米里 310-1	989-5575
	北部スポーツ広場	下長窪 641-1	989-2246
	勤労者体育センター※	中土狩 551-3	987-5859
	中土狩テニスコート※		
	ウェルピアながいずみ※ （健康づくりセンター）	納米里 549	989-5510
	長泉中央グラウンド※		
	ミニ運動場※		
	御嶽堂公園テニスコート※・多目的広場	下土狩 336-1	987-5859
	竹原グラウンド※	竹原 288-4	
	南部スポーツ広場※	下土狩 347	
文化施設	桃沢キャンプ場	元長窪 895-103	941-8280
	桃沢工芸村	沼津市足高 434-1	
	桃沢野外活動センター	元長窪 895-108	987-5100
	井上靖文学館	東野 515-149	986-1771
	いずみの郷（在宅福祉総合センター）※	下土狩 971	988-6688
	福社会館※	下土狩 967-2	988-3920
	ベルフォーレ（文化センター）※	下土狩 821-1	989-0001
	コミュニティセンター※	下土狩 1283-11	988-7800 (986-2289)
	町民図書館		988-7801
	文化財展示館		986-9209
公園	上長窪広場	上長窪 102-4	989-5518
	鮎壺広場	下土狩 1075-2	
	鮎壺公園	下土狩 1078-3	
	御嶽堂公園	下土狩 169-8	
	薄原広場	下土狩 432-2	
	中土狩第2広場	中土狩 725-12	
	駿河平自然公園	東野 515-7	
	長泉町森林公園	東野 741-3	
	本宿にこここ公園	本宿 592-1	
	南一色広場	南一色 183-2	
	元長窪広場	元長窪 146-3	
	水と緑の杜公園	元長窪 895-106	
	池の平展望公園	番地なし	

※オンライン上で空き状況の確認や施設の予約（事前に利用登録要）ができます。





3 自治会に 加入しましょう

問い合わせ先 行政課 ☎ 989-5500

■自治会とは何ですか？

自治会は、地域住民の自主的な意思による総意に基づき、地域を快適で住みやすくするために結成された任意の団体であり、コミュニティづくりの中心的な担い手です。自治会は以下の目的をもって組織されています。

- 同じ地域の居住者により、地域ごとに組織されています。
- 同じ地域の居住者が地域生活向上のため、お互いの理解と信頼の上に立った連帯と協力によって運営されています。
- 日常生活の共通する課題について、みんなで協力して解決しています。
- 地域での交流として、昔から伝え継がれてきた伝統行事や、新しく築かれていく祭りなども地域の事業として実施しています。

■なぜ自治会が必要なのですか？

◇自治会の必要性

自治会活動は、住民同士の支えあいや防災対策、犯罪、福祉、環境などさまざまな問題を解決する際にも役割を果たしており、参加率が低下すると地域社会との繋がりがや近隣住民との結びつきが希薄化し、自然災害や犯罪の増加などにより日常生活への不安が高まります。このため、日ごろから自治会活動に参加し、安全・安心な地域社会を形成することが必要となります。

◇地域で行う防災・防犯対策

自治会の必要性を考える中で、防災や防犯などへの取り組みは重要なものといえます。例えば、災害時の避難体制なども自治会が重要な役割を果たしていると言われています。甚大な被害をもたらした大震災では、自治会が大きな力を発揮しました。

なぜ自治会が大きな力を発揮したのか…。それは、「日ごろの近所付き合い＝地域の力」であり、これが地域による早期の安否確認やその次の避難

行動に繋がるからです。

防災対策の基本は、「自らの命は自ら守る＝自助」、「自分たちの地域は自分たちが守る＝共助」の精神だと言われています。

町では、総合防災訓練に併せて、各自治会が安否確認訓練や本部設置運営訓練、消防署・消防団と連携した初期消火訓練などを実施しています。また、地域防災の日には、消火訓練や小・中学生などへの防災資機材の体験学習などを、各自治会が主導で実施しています。このような活動が「地域の力」を大きくします。

また、防犯に対する自治会の役割も重要です。町内でも不審者による子どもへの声かけや侵入盗や窃盗事件が多く発生しており、自治会では、「地区安全会議」や「見守り隊」の皆さんが地域の住民を守る活動を行っています。また、子どもたちが不審者や変質者などから緊急避難できる場所として、「青少年を守る家」の登録を随時行っています。このように、防犯に関しても、「自分たちの地域は自分たちが守る」活動が行われています。

一人ひとりの力ではできないことも、みんなで協力すればできることがあり、大きな力になります。「身近にあるみんなの力」、それが自治会です。



防災訓練への参加

■自治会活動の一部をご紹介します。

◇レクリエーション・福利厚生

- スポーツや文化系サークル、クラブ活動の実施や活動の支援
- 運動会や文化祭、盆踊り、地域の祭りの開催
- 敬老会の開催、共同募金の協力
- 高齢者への福祉活動
- 慶事や弔事の際の協力
- 旅行や新年会・忘年会の開催
- 世代間交流会や研修会の実施
- 区民だよりなどの発行

◇生活環境の整備

- 防犯、防災、防火活動
- 交通安全活動
- 公園、路上などの町内一斉清掃
- 花壇づくりなどの緑化推進
- 区公民館の建設および維持管理

■自治会に加入するには？

転入先の自治会長（区長）または、班長に転入を連絡いただき、自治会に加入する旨をお伝えください。

お住まいの地域の自治会がどこか分からないなど、ご不明な点は行政課までお問い合わせください。



自治会が行う祭りの様子



3 自治会に加入しましょう

(令和5年4月1日現在)

区 域	区 域	区 域
元 長 窪 (1)	惣 ケ 原 (2)	東 (2)
上 長 窪 (1)	エ ン ゼ ル (2)	シャルマン (3)
屋 代 住 宅 (1)	シャリエ中土狩 (2)	駅 下 (3)
八 分 平 (1)	中 土 狩 (2)	薄 原 上 (3)
下 長 窪 (1)	荻 素 (2)	薄 原 下 (3)
池 田 (1)	新 屋 町 上 (2)	三 軒 家 (3)
尾 尻 住 宅 (1)	新 屋 町 中 (2)	エ ン ゼ ル 西 (3)
谷 津 (1)	新 屋 町 下 (2)	グ ラ ン ツ (3)
駿 河 平 (1)	駅 上 (2)	杉 原 (3)
南 一 色 (1)	駅 中 (2)	原 分 (3)
東 べ 南 一 色 (1)	シャリエ南 (2)	高 田 (3)
納 米 里 (1)	シャリエ東 (2)	竹 原 (3)
鮎 壺 (1) (2) (3)	西 (2)	シャルマン竹原(3)
上 土 狩 (2)	原 (2)	本 宿 (3)

※ () 中の数字は小学校の校区です。(1)北小校区 (2)長泉小校区 (3)南小校区

4 大切な届け出

問い合わせ先 住民窓口課 ☎ 989-5509

戸 籍

戸籍は、個人の氏名・生年月日・続柄・配偶者などの身分関係を証明するもので、夫婦、親子によってそれぞれつくられています。

この戸籍のあるところを本籍地といいます。戸籍の記載は届け出により行われますので、変更があるときはすみやかに届け出てください。

4 大切な届け出

届け出の種類	届け出期間など	届け出地	届け出人	届け出に必要なもの
出生届	生まれた日から14日以内	1. 父母の本籍地 2. 父母の住所地 3. 子の出生地 4. 届け出人の所在地	1. 父または母 2. 同居者 3. 出産に立ち会った医師、助産師	1. 届書 1通 2. 母子健康手帳 3. 国民健康保険証または健康保険証 4. 金融機関などの口座番号※命名は常用漢字、人名用漢字、カタカナ、ひらがなを使用してください。 ※出生届書には、医師の証明が必要です。
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	1. 死亡者の本籍地 2. 届け出人の住所地 3. 死亡地 4. 届け出人の所在地	1. 死亡者の親族 2. 同居者 3. 家主・地主など	届書 1通 死亡届は、届出人が署名した後、原則葬儀会社から役場に提出されます。死亡後の手続きについては、各課にお問い合わせいただくか、窓口で配布する冊子をご覧ください。 ※死亡届書には、医師の証明が必要です。
婚姻届	届け出をした日から法律上の効力が発生します	1. 夫または妻の本籍地 2. 夫または妻の住所地 3. 夫または妻の所在地	結婚する当事者	1. 届書 1通 2. 必要書類 本籍地以外に届け出をする場合は、戸籍謄本（全部事項証明書）1通 ※届書には、18歳以上の証人2人が必要です。 ※未成年者の婚姻には、父母の同意が必要です。
離婚届	届け出をした日から法律上の効力が発生します	1. 夫妻の本籍地 2. 夫または妻の住所地 3. 夫または妻の所在地	夫妻	1. 届書 1通 2. 必要書類 本籍地以外に届け出をする場合は、戸籍謄本（全部事項証明書）1通 ※届書には、18歳以上の証人2人が必要です。 ※夫婦間の未成年の子については、親権を定めてから届け出てください。 ※裁判離婚の場合は届け出期間、届け出人、届け出に必要なものが異なります。
転籍届	届け出をした日から法律上の効力が発生します	1. 届け出人の本籍地 2. 届け出人の転籍地 3. 届け出人の住所地 4. 届け出人の所在地	戸籍筆頭者およびその配偶者の双方（夫婦の一方が除籍されている場合は一方だけで届け出ができます）	1. 届書 1通 2. 必要書類 他の市区町村に転籍する場合は戸籍謄本（全部事項証明書）1通

③届け出の際に本人確認を行いますので、マイナンバーカード、運転免許証など官公署が発行した本人の写真入り身分証明書を提示してください。

住民登録

皆さんに、長泉町の町民であることを届け出ていただき、その内容を記載し、世帯ごとに編成されたものを住民基本台帳といいます。

住民基本台帳は、住民の居住関係の公証、選挙、国民健康保険、国民年金、義務教育、地方税など、行政全般にわたり基本となるものですので、正確に届け出をしてください。

届け出の種類		届け出期間	届け出人	届け出に必要なもの
転入届	町外から引越してきたとき	新住所に住みはじめてから14日以内	1. 本人 2. 世帯主 3. 世帯員	1. 転出証明書（前住所地の市区町村で発行） 2. 国民健康保険証（加入者のみ） 3. 介護保険受給資格証明書（該当者のみ） 4. マイナンバーカード（保有者のみ） 5. 住民基本台帳カード（保有者のみ）
転居届	町内で引越したとき	新住所に住みはじめてから14日以内		1. 国民健康保険証（加入者のみ） 2. 後期高齢者医療保険証（該当者のみ） 3. 介護保険証（該当者のみ） 4. こども医療費受給者証（該当者のみ） 5. マイナンバーカード（保有者のみ） 6. 住民基本台帳カード（保有者のみ）
転出届	町外へ引越すとき	引越し日の前後14日以内		1. 国民健康保険証（加入者のみ） 2. 後期高齢者医療保険証（該当者のみ） 3. 介護保険証（該当者のみ） 4. こども医療費受給者証（該当者のみ） 5. 印鑑登録証（登録者のみ）
世帯変更届	世帯主を変えたり、世帯を分離・合併するとき	変更のあった日から14日以内		1. 国民健康保険証（加入者のみ）

④届け出の際に本人確認を行いますので、運転免許証、マイナンバーカードなど官公署が発行した本人の写真入り身分証明書を提示してください。

印鑑登録

日常生活の中で、不動産の登記や車の購入など、幅広く使用されている印鑑は、公に立証するため、実印として登録されます。

登録資格／

満15歳以上の方で、長泉町に住民登録のある方持ち物／

- ①本人が申請するときは、登録する印鑑と本人であることを確認させていただくため、次のいずれかの提示をお願いします。
 - マイナンバーカード
 - 運転免許証
 - 旅券（パスポート）
 - 住民基本台帳カード（顔写真付きのものに限ります。）
 - 官公署が発行した本人の写真入り身分証明書
- ②代理人が申請するときは、登録する印鑑と印鑑登録申請書および本人自署の代理人選任届が必要です。また、長泉町に印鑑登録してある方

に保証人になってもらう場合には、保証書（役場規定）が必要となります。

※代理人が申請する場合は、代理人の認め印を持参してください。

※①で提示するものが無い場合や②の代理人が申請する場合は仮登録となり、本人宛照会書を郵送しますので、その回答書と本人の保険証などを持参し、再度来庁していただきます。

登録できない印鑑／

- ①住民基本台帳に記録されている氏名、氏もしくは名または氏名の一部を組み合わせた文字で表していないもの
- ②職業、資格、そのほか氏名以外の事項を表しているもの
- ③ゴム印など、印形の変化しやすいもの
- ④印影の大きさが一辺の長さ8ミリ以上25ミリ以下に納まらないもの

- ⑤印影を鮮明に表しにくいもの
- ⑥機械彫りまたは流し込みなどによって多量に作られ市販されているもの

印鑑登録証の再交付／

印鑑登録証を紛失したり、汚損したとき、または登録してある印鑑を紛失や改印、汚損したときは再登録ができます。この場合は、新規登録と同じ手続きとなります。



4 大切な届け出

マイナンバーカード

■マイナンバーカードの交付

マイナンバーカードは、マイナンバーの証明や本人確認の際に公的な身分証明書として利用できます。希望する方は、郵便・スマートフォン・パソコンなどで地方公共団体情報システム機構宛に申請してください。出来上がったマイナンバーカードは役場で交付します。

また、本人が来庁して申請を行うことでマイナンバーカードを本人限定受取郵便または簡易書留で受け取ることができます。

手数料／

無料。ただし、紛失・破損などによる再交付については800円（あわせて電子証明書を発行する場合は1,000円）の手数料がかかります。

有効期間／

- 18歳以上の方…発行から10回目の誕生日まで
- 18歳未満の方…発行から5回目の誕生日まで
- 外国人住民の方…在留期間の満了日まで

持ち物／

- 交付通知書
- 通知カード
- 本人確認書類（P 13参照）
- 住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）

※持ち物の詳細は、交付通知書に同封する案内をご覧ください。

※15歳未満の方の受け取りには法定代理人（保護者）が同行してください。

■住民票の写しの広域交付

全国どこの区市町村でも住民票の写しの交付が受けられます。ただし、本籍を記載することはできません。

持ち物／

次のうちいずれかの提示をお願いします。

- マイナンバーカード
- 運転免許証
- 旅券（パスポート）
- 住民基本台帳カード(顔写真入りのものに限る)
- 官公署が発行した本人の顔写真入り身分証明書

※交付できるのは、申請者本人または申請者と同じ世帯員の住民票に限ります。（委任不可）

公的個人認証（電子証明書）サービス

所得税の電子申告（e-tax）などを行う際に、他人による成り済まし、改ざんなどの危険性を防ぐ必要があります。そのため、マイナンバーカードを利用して電子申請における本人確認手段を提供するサービスが公的個人認証です。これには電子証明書の発行が必要になります。

■電子証明書

電子証明書は、次の2種類があります。

- 署名用電子証明書
e-taxなどで電子文書を送信する際に使用
※15歳未満の方には発行できません。
- 利用者証明用電子証明書
コンビニエンスストアなどにおける証明書の自動交付サービスなどを利用する際に使用

電子証明書の発行／

マイナンバーカード交付の際に、パスワードを設定していただきます。

- 署名用電子証明書
6桁以上16桁以内で英・数字が混在したもの
- 利用者証明用電子証明書 4桁の数字

※マイナンバーカード申請時に発行の有無を選択していただきます。

有効期間／発行から5回目の誕生日まで

（外国人住民の方は在留期間の満了日まで）
ただし、住所・氏名などに変更があった場合は、その時点で署名用電子証明書が失効します。

※更新・パスワード変更申請等の手続きや、代理人による申請については電話などでお問い合わせください。

広域窓口サービス

■他の市町でも証明書が請求できます

長泉町を含む駿豆地区12市町内では、「住民票の写し」「印鑑登録証明書」「戸籍謄本（全部事項証明書）」「戸籍抄本（個人事項証明書）」の広域発行サービスを行っています。

※令和6年10月末終了予定です。

取り扱い証明および請求できる方／

駿豆地区12市町に住民登録があり、次の条件に当てはまる方

■住民票の写し・印鑑登録証明書

- ・請求者本人
- ・請求者と同一世帯の方

※住所が同じでも、世帯を分けてある場合は申請できません。

■戸籍謄本（全部事項証明書）

戸籍抄本（個人事項証明書）

- ・請求者本人
- ・請求者と同一戸籍に在籍する方

※本籍及び住民登録地が12市町にある方に限ります。

※既に除籍されている方のものは請求できません。

受付時間／

8：30～17：00

（土・日曜日、祝・休日、12／29～1／3を除く）

持ち物／

本人確認書類（P16参照）

※印鑑登録証明書の請求の場合は印鑑登録証を持参してください。

取り扱い手数料／

住民票の写し・印鑑登録証明書 300円

戸籍謄本（全部事項証明書） 450円

戸籍抄本（個人事項証明書） 450円

取り扱い市町／

沼津市・熱海市・三島市・伊東市・御殿場市・裾野市・伊豆市・伊豆の国市・函南町・清水町・小山町・長泉町

市町名	問い合わせ電話番号
沼津市	934-4723
熱海市	0557-86-6254
三島市	983-2602
伊東市	0557-32-1351
御殿場市	0550-82-4120
裾野市	995-1812
伊豆市	0558-72-9855
伊豆の国市	948-2901
函南町	979-8110
清水町	981-8208
小山町	0550-76-6101
長泉町	989-5509



4 大切な届け出



■ 証明書交付一覧表

証明書関係	申請できる方	持 ち 物	
		本人が来庁する場合	本人以外が来庁する場合
印鑑登録	満15歳以上で長泉町に住民登録のある方	登録する印鑑 本人確認書類※1	登録する印鑑 代理人選任届（本人自署） 代理人の認め印 代理人の本人確認書類※1
印鑑証明	長泉町で印鑑登録をしている方	印鑑登録証	印鑑登録証 代理人の認め印
住民票の写し	長泉町と近隣市町※3に住民登録のある方で本人とその同一世帯の方	本人確認書類※2	委任状 代理人の本人確認書類※2
戸籍謄本・抄本	本人またはその配偶者、直系尊属、直系卑属	本人確認書類※2	本人との関係を明らかにする書類または委任状 代理人の本人確認書類※2
除籍・改製原	除籍に記載されている本人またはその配偶者、直系尊属、直系卑属	本人確認書類※2	本人との関係を明らかにする書類または委任状 代理人の本人確認書類※2
戸籍の附票	長泉町に本籍のある方で本人またはその配偶者など同じ戸籍にいる人 直系尊属、直系卑属	本人確認書類※2	本人との関係を明らかにする書類または委任状 代理人の本人確認書類※2
所得課税証明書	本人または同一世帯の方	本人確認書類※2	委任状 代理人の本人確認書類※2
納税証明書	本人または同一世帯の方	本人確認書類※2	委任状または車検証（写）
固定資産評価証明書	本人または同一世帯の方	本人確認書類※2	委任状
その他の証明書	住民窓口課（989-5509）までお問い合わせください。		

【注意】 本人以外の申請は委任状が必要な場合や持ち物が変わる場合があります。また、当日登録・取得ができない場合もあります。

※1 官公庁が発行した顔写真付きの身分証（1点）マイナンバーカード、運転免許証、旅券（パスポート）、住基カードなど

※2 ※1または身分証（2点）保険証、通帳、年金手帳、学生証など

※3 沼津市、熱海市、三島市、伊東市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、小山町で令和6年10月末まで取得ができます。

※4 取得できる時間帯等は以下のとおりです。

・長泉町役場 平 日 8:30~17:15 ※3の場合は8:30~17:00

・南部地区センター 平 日 8:30~17:15

・コミュニティながいずみ 土 日 祝 8:30~17:15

・コンビニ交付 セブンイレブン・ローソン・ファミリーマート・ミニストップ・マックスバリュ東海㈱のマルチコピー機 毎日 6:30~23:00
利用者証明用電子証明書の機能がついているマイナンバーカードと4桁の暗証番号が必要です。

	取得できる場所（※4）				郵 送	手数料 (コンビニ交付の場合)
	長泉町 役場	南部地区 センター	コミュニティ ながいずみ	コンビニ 交付		
	○	○	×	×	×	300円
	○	○	○ (令和6年5月末まで)	○	×	300円 (200円)
	○	○	○ (令和6年5月末まで)	○	○	300円 (200円)
	○	○	×	○	○	450円 (350円)
	○	○	×	×	○	750円
	○	○	×	○	○	300円 (200円)
	○	○	×	○ (現年度のみ)	○	300円 (200円)
	○	○	×	×	○	300円
	○	○	×	×	○	300円



4 大切な届け出

パスポート(旅券)申請

静岡県内では、一般旅券の申請と交付を各市町の窓口で行っています。

■旅券の申請受付

旅券の申請、受け取りができる方／

- ①長泉町に住民登録のある方
- ②県内に住民登録のある方

申請受付／

毎週月曜日～金曜日の8：30～17：15まで
(12/29～1/3を除く)

旅券の受取／

- ・水曜日以外／8：30～17：15まで
- ・水曜日／8：30～18：30まで
(日曜日、年末・年始、祝日、休日を除く)
- ・第2土曜日 8：30～17：15まで

※役場庁舎の管理上、都合により水曜日の17：15過ぎおよび第2土曜日は、裏玄関を閉鎖しますので、正面玄関から入庁ください。(正面玄関前駐車場あり)

申請から受け取りまでの期間／

- ①新規の場合 申請日から8日目以降
- ②残存期間同一の場合 申請日から8日目以降
(いずれも土・日曜日、祝・休日、12/29～1/3を含まない日数)

■申請受付に必要な書類

①申請書(一般旅券発給申請書)

※平成30年10月1日から、「手書きの申請書」に加え、「ダウンロード申請書」による旅券申請受け付けが可能となりました。
詳しい利用方法は、外務省ホームページをご覧ください。



～ダウンロード申請書とは～

パスポートの申請等の際に、自宅等のパソコン等を利用して、外務省のホームページの申請書ダウンロードサイトへアクセスし、所要項目(氏名、生年月日、本籍、現住所等)を入力することで申請書PDFを作成、印刷した上で署名した申請書のことです。いわゆる電子申請ではありませんので、印刷したダウンロード申請書は、現在の手書きの申請書と同様に、その他

必要書類とあわせて旅券窓口へ提出して申請することとなります。

②戸籍謄本

(現在有効期間内の旅券をお持ちの方で、本籍・氏名に変更が無い場合は省略できます)

③写真

※旅券用の写真として、眼鏡の反射や前髪により瞳が確認しにくいものは不适当となることが多いので、ご注意ください。「(パスポート(旅券)申請のごあんない)」で写真についての規格を示しています。写真撮影前に必ず確認してください。

※役場1階に自動証明写真機を設置しています。(有料)

④本人確認書類(顔写真入りの身分証明書)

※公的機関による顔写真入りの身分証明書をお持ちでない方は、「パスポート(旅券)申請のごあんない」に示された、複数の証明書などを忘れずにご持参ください。また、代理申請の場合は、申請者と代理人それぞれの本人確認書類が必要です。

⑤前回取得した旅券(旅券を取得したことがある方)

⑥町外に住所がある方は、上記のほか住民票が必要です。

※「パスポート(旅券)申請のごあんない」を、役場、南部地区センター、コミュニティながいずみ、文化センターに配置してあります。



■ 交付手数料

申請年齢	旅券申請区分	収入印紙で納付する金額	県収入証紙で納付する手数料	合計金額
18歳以上	新規・切り替え(10年用)	14,000円	2,000円	16,000円
	新規・切り替え(5年用)	9,000円	2,000円	11,000円
12～17歳	新規・切り替え(5年用)	9,000円	2,000円	11,000円
11歳以下	新規・切り替え(5年用)	4,000円	2,000円	6,000円
—	残存期間同一	4,000円	2,000円	6,000円

■ 収入印紙などの販売

旅券交付手数料は、収入印紙、静岡県収入証紙にて受取時に納付いただきます。

販売場所／役場本館 1階住民窓口課 旅券窓口
販売時間／旅券の受取時間と同じ

※販売する収入印紙の額面は、1万円、5千円、4千円、2千円の4種類です。(旅券申請用のみ)

南部地区センター

問い合わせ先 ☎ 989-8989

■ 南部住民窓口事務所取扱事務

■ 住民窓口課業務

戸籍／

出生届、婚姻届、離婚届、転籍届、死亡届など

住民基本台帳／

転入届、転居届、転出届、世帯主変更届など

印鑑登録／

印鑑登録申請届、印鑑登録廃止届

証明／

住民票の写し、住民票の除票、住民票の記載事項証明書、戸籍謄・抄本、除籍謄・抄本、改製原戸籍謄・抄本、戸籍の附票、身分証明書、印鑑登録証明書など

マイナンバーカード／

交付申請書の発行、暗証番号の初期化、電子証明書の発行・更新

■ 税務課業務

税務証明／

所得課税（非課税）証明書、固定資産評価証明書、公課証明書、納税証明書（町県民税、固定資産税都市計画税、軽自動車税（車検用含む）、法人町民税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料）、納付確認書（国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料）

税金・保険料の収納／

町県民税、固定資産税都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料

■ 福祉保険課業務

国民健康保険諸届／

国民健康保険資格（取得・喪失）、高額療養費支給申請、国民健康保険証再交付申請、短期人間ドック受診申請

国民年金諸届／

国民年金異動（取得・喪失）届

後期高齢者医療諸届／

後期高齢者医療保険証再交付申請、療養費支給申請、短期人間ドック受診申請

■ 長寿介護課業務

はり・灸・マッサージ治療費助成券交付申請、マイナンバーカード活用タクシー利用助成事業登録申請

■ 教育推進課、こども未来課業務

就学児童生徒転入学通知書の発行、就学児童・生徒転出報告書、こども医療費助成金交付申請、児童手当認定請求

■ 地域防災課業務

交通災害共済加入申込

■ 南部地区センターの会議室等の利用について

詳細はホームページでご確認いただくかお問い合わせください。



5 子育て支援

妊娠したら

問い合わせ先 健康増進課 ☎ 986-8760

■母子健康手帳の交付・交付時の健康相談

とき／9:00～16:00

(土・日曜日、祝・休日を除く)

※予約制となります。事前にホームページからお申込みください。

ところ／ウェルピアながいずみ

持ち物／妊娠届出書、マイナンバーがわかるもの、
印鑑、妊婦名義の口座がわかるもの

■妊婦健診・妊婦歯科健診・産婦健診

母子健康手帳の交付時に、併せて、妊婦健康診査などの受診票を交付します。受診票を持参の上、指定医療機関で受診してください。

※町発行の受診票をお持ちでない方は、お問い合わせください。

■パパママ学級

妊婦とその夫を対象に、妊娠中の生活や出産、子育てに関する基本的な知識を学ぶほか、友人づくりや子育てを考える機会にもなります。

手当・助成・給付

問い合わせ先 健康増進課 ☎ 986-8760

■不妊・不育治療費助成

町に夫または妻が1年以上継続して居住しており、医療機関で不妊・不育症と診断され、第1子・第2子の不妊・不育治療を行っている夫婦（事実婚を含む）を対象に治療費の一部を助成します。

問い合わせ先 こども未来課 ☎ 989-5573

■児童手当

家庭などにおける生活の安定や、次代の社会を担うこどもの健やかな育ちを応援するため、中学校修了までの児童の保護者などに支給されます。申請書を提出した翌月分から支給の対象になります。なお、所得制限があります。

■こども医療費助成

18歳までの子どもにかかった医療費（保険診療分の自己負担分全額）を助成します。

※18歳に達する日の前日以後の最初の3月31日までの間にあるこどもを養育している方（保護者）が対象となります。

■未来っこ0・3・6歳児応援事業

町内に在住している子育て世帯を応援するため、出生児、3歳児、6歳児にこども商品券を支給します。また、出生時から小学校入学まで継続して長泉町内に居住している場合は、こども商品券を追加で支給します。

問い合わせ先 福祉保険課 ☎ 989-5513

■出産育児一時金（長泉町国民健康保険の方）

被保険者の方が出産（妊娠4カ月以上の死産などを含む）したとき、出産育児一時金50万円を上限に支給します。

※長泉町国民健康保険以外の方は、健康保険組合などにより異なりますので、勤務先にお問い合わせください。

問い合わせ先 税務課 ☎ 989-5506

■国民健康保険税産前産後期間免除

国民健康保険に加入中に出産をされる方は、出産予定日（出産日）の前月から4ヶ月間国民健康保険税が免除されます。

※出産とは、妊娠85日以上の出産をいい、早産・流産・死産を含みます。

※多胎の場合は、予定日の3ヶ月前から6ヶ月間となります。

出産予定日の6ヶ月前から手続きができます。

健康診査

問い合わせ先 健康増進課 ☎ 986-8760

■ 4カ月児・10カ月児健康診査

医療機関で実施します。町発行の母子健康手帳別冊についている受診票が必要です。

■ 1歳6カ月児・3歳児健康診査（個別通知）

身体測定、内科健診、歯科健診、育児・栄養相談などを行います。

予防接種

問い合わせ先 健康増進課 ☎ 986-8760

予防接種には、対象年齢になると接種券を送付して案内する「定期接種」と、希望により接種する「任意接種」があります。乳幼児期に受ける予防接種は以下のとおりです。

■ 定期接種

■ 個別予防接種（委託医療機関で実施）

- **ヒブ初回** 3回（生後2カ月から1歳）
※5歳になる日の前日まで期間が延長できます。
※開始月齢により接種回数が変わります。
- **ヒブ追加** 1回（生後11カ月から）
※5歳になる日の前日まで期間が延長できます。
- **小児用肺炎球菌初回** 3回（生後2カ月から2歳）
※5歳になる日の前日まで期間が延長できます。
※開始月齢により接種回数が変わります。
- **小児用肺炎球菌追加** 1回（生後1歳から）
※5歳になる日の前日まで期間が延長できます。
- **B型肝炎** 3回（生後2カ月から1歳未満）
- **ロタ1価** 2回（生後2カ月から24週0日後）
- **ロタ5価** 3回（生後2カ月から32週0日後）
※1価か5価どちらかのワクチンを接種します。
- **BCG** 1回（生後3カ月から1歳未満）
- **四種混合1期初回** 3回（生後2カ月から）
※7歳6カ月になる日の前日まで期間が延長できます。
- **四種混合1期追加** 1回（1期3回終了後1年経過から）
※7歳6カ月になる日の前日まで期間が延長できます。
- **日本脳炎1期初回** 2回（3歳から）

※7歳6カ月になる日の前日まで期間が延長できます。

- **日本脳炎1期追加** 1回（1期2回終了後1年経過から）
※7歳6カ月になる日の前日まで期間が延長できます。
- **日本脳炎2期** 1回（9歳から）
※13歳になる日の前日まで期間が延長できます。
- **MR（麻しん・風しん）混合1期** 1回（生後1歳から2歳未満）
- **MR（麻しん・風しん）混合2期** 1回（保育園・幼稚園の年長児相当）
- **水痘（水ぼうそう）** 2回（1歳から）
※3歳になる日の前日まで期間が延長できます。
- **二種混合** 1回（11歳から）
※13歳になる日の前日まで期間延長できます。
- **HPV** 2～3回（中学1年から高校1年相当の年齢の女子）
※2価・4価・9価のうちどれかを選んで接種します。
※9価を15歳未満で接種し始めた方は2回で終了です。

予防接種料金は無料です。（接種券必要）

接種券をお持ちでない方は、母子手帳をお持ちの上健康増進課へおこしください。

町の委託医療機関については、お問い合わせください。接種期日は各医療機関で確認してください。（要予約）

■ 任意接種

- 耳下腺炎（おたふく）
- インフルエンザ

育児教室・相談など

問い合わせ先 健康増進課 ☎ 986-8760

■ 母子保健家庭訪問事業

乳児の健やかな成長と子育て世帯の安心を支えるため、新生児・乳児訪問を、生後4カ月までの間に全ての家庭に対して行っています。訪問時には、子どもの発育や育児についての相談、町の母子保健事業の説明などを行います。また、子どもの発育・発達や健康上での心配事などに、保健師・栄養士が各家庭に伺い、相談や保健指導を行います。

■産後ケア事業

家族から十分な家事・育児などの支援が受けられない方を対象に、医療機関などへ宿泊（生後2カ月未満）、通所（生後4カ月未満）もしくはご自宅に訪問（生後12ヶ月未満）し、産後の母子の心身のケアを行います。

※審査があります。

■赤ちゃんデイ

生後1～6カ月未満の親子を対象に、親同士の交流や育児に関する悩みの相談ができます。

■子育て離乳食教室

3～4カ月児とその保護者を対象に行う、離乳食や、育児についての教室です。

■7カ月育児教室

6～7カ月児とその保護者を対象に行う、離乳食や歯科、育児、についての教室です。

■2歳児すてっぷ教室

2歳3～4カ月児を対象に、食事の取り方に関する講話や歯磨きの講話、育児相談などを行います。

■乳幼児健康相談

乳幼児とその保護者を対象に、身体測定、発育発達相談、育児相談、栄養相談を行います。

※詳細は、51ページをご覧ください。

お子さんの発達が気になったら

問い合わせ先 **健康増進課** ☎ 986-8760

■のびのび親子教室・すくすく親子あそびの会

発達・発育に気になることのある幼児とその保護者を対象に、集団遊びを通して、子どもの発達・発育を促し、参加者同士の交流も深めます。

■子どもの育ちの相談会

言葉や社会性の発達など育児について気になることのある幼児とその保護者を対象に、相談を行います。

問い合わせ先 **教育推進課** ☎ 989-5529

■こどもの言葉教室

言葉についての遅れや発音の不明瞭などが心配される子どもとその保護者を対象に、言葉の指導経験者による個別指導を行います。

とき／13：10～17：00（1人あたり1回50分）

ところ／いずみの郷 遊戯室

対象／3歳～小学校2年生（原則保護者同伴）

相談料／無料

※開催日は年度によって変更があります。

ひとり親家庭などへの支援

問い合わせ先 **こども未来課** ☎ 989-5573

■児童扶養手当

父親または母親がいない、父親または母親に重度の障がいがある場合、児童が18歳になった年度の3月31日まで、児童を養育する母親または父親に支給されます。手当額は、所得や児童の人数に応じます。ただし、所得制限があります。

■遺児手当

交通事故・病気・災害などによって両親、または片親を失った児童（義務教育修了前）に対し支給され、申請は児童を養育している方が行います。ただし、所得制限があります。

■ひとり親家庭等医療費助成

父親または母親のいない家庭で、20歳未満の児童を養育している場合、保険診療の自己負担分（入院時食事療養費を除く）が全額助成されます。（所得税非課税世帯のみ対象）

■母子・父子・寡婦福祉資金の貸付

20歳未満の児童を養育しているひとり親家庭または寡婦の経済的自立を助けるために各種資金を貸し付けています。

修学資金・就学支度資金（養育している子が高校・大学・高等専門学校、または専修学校に修学する場合）などの資金です。

幼稚園・保育園・認定こども園について

問い合わせ先 **こども未来課** ☎ 989-5528

■幼稚園

町内には町立幼稚園（3園）、私立幼稚園（1園）があります。入園の申請は毎月受け付けしています。募集対象は3～5歳児で、新年度（4月）の入園の受け付けは、町立園は9月上旬に申し込みの受け付けを開始します。

私立園については、園にお問い合わせください。

■保育園

保護者が仕事や病気・病人の介護などのために、昼間家庭で子どもを保育できない場合に入園の申請ができます。現在、町内には町立保育園（2園）・私立保育園（3園）・小規模保育事業所（7園）があります。

入園の申請は毎月受け付けしています。なお、新年度（4月）から入園を希望する方は、前年の9月下旬～10月上旬に1次申し込みの受け付けを開始します。

■認定こども園

認定こども園とは、幼児教育・保育を一体的に行う施設です。町内には町立認定こども園（2園）、私立認定こども園（2園）があります。保育園部・幼稚園部ともに、入園の申請は毎月受け付けしています。

なお、新年度（4月）の入園の受け付けは、保育園部は前年の9月下旬～10月上旬に1次申し込みの受け付けを開始します。町立園の幼稚園部は9月上旬に申し込みの受け付けを開始します。私立園の幼稚園部は、園に直接お問い合わせください。

保育料について

問い合わせ先 **こども未来課** ☎ 989-5528

■0～2歳児の保育料

（保育園、認定こども園保育園部、小規模保育園）保護者等の市区町民税所得課税額をもとに算出します。

※同一世帯における第2子以降は無料となります。

■3～5歳児の保育料

（幼稚園、保育園、認定こども園幼稚園部・保育園部）

幼児教育・保育の無償化により無料となります。ただし、子ども・子育て支援制度の対象とならない幼稚園については、25,700円を上限として無償化されます。

■認可外保育施設を利用する児童の保育料

要件を満たす認可外保育施設を利用する児童については、町で助成を行っています。

子育てサポート

問い合わせ先 **こども未来課** ☎ 989-5528

■子育て支援センター

家庭にいる未就園児とその保護者を対象に、子育ての悩みを解消し、楽しく育児できるように親同士が支え合うための仲間作りの場です。

○子育て支援センター・みかんちゃん（竹原保育園）

- ・利用時間 9：00～16：00
(12：00～13：00は閉所)
- ・閉所 土・日・祝、年末年始（12/28～1/4）
- ・電話 973-4141

○子育て支援センター・ちえりーぶらっさむ（聖心保育園）

- ・利用時間 9：00～15：30
(12：00～13：30は閉所)
- ・閉所 土・日曜日、祝日、年末年始
- ・電話 989-1421（FAX共通）

問い合わせ先 **こども未来課**
こども交流センター ☎ 988-1086

■こども交流センター パルながいずみ

子育て支援センターと児童館の機能を併せ持つ長泉町の子育て支援拠点施設です。

プレイホールでの多彩な遊びができるほか、一時保育や子育て相談なども行っています。

- ・利用時間 9：00～18：15
(12：00～13：00は飲食ルームのみ、16：45～18：15は一時保育のみ利用可能)
- ・休所 第1火曜日（祝日の場合は、第2火曜日）、年末年始（12/28～1/4）
- ・電話 988-1086

■子育てコンシェルジュ

子育てをする中での総合的な相談を受け、それぞれの家庭にあったサービスが受けられるようにご案内している専門の相談員です。幼稚園と保育園の違いは？一時預かりを利用したい、子どもと何をして遊んだらいいかわからない等、子育てコンシェルジュにお気軽に相談してください。

- 利用時間／月曜日から金曜日
9：00～16：00まで
- 場所／長泉町子ども交流センター パルながいずみ
※不在の場合もありますので、相談を希望される場合はご連絡ください。

■ファミリー・サポート・センター事業

子育てを援助したい方と子育てを応援してほしい方が会員となり、保育園や習い事への送迎などの助け合いを会員間で相互に行う制度です。小学校6年生までの児童が対象です。

問い合わせ先

こども家庭センター

こども未来課内 ☎ 918-2012
健康増進課内 ☎ 986-8760

■こども家庭センター

子どものことを第一に大切に思っている保護者のみなさん。でも、時にはこんな気持ちになることはありませんか？

「忙しいのにまとわりつかないで！」

「また、叱ってしまった…」 「育てにくくて大変」、子育ての中、だれもがこんな気持ちになるものです。子どもや子育ての悩みについて専門相談員にご相談ください。

- 実施時間等／月曜日～金曜日
8：30～17：15

問い合わせ先 こども未来課 ☎ 989-5573

■病児保育事業

保護者の就労等により、家庭での保育が困難な10歳未満の児童は、かぜなどにかかった児童の保育を行う「ペンギン病児保育室（三島市光ヶ丘2-19、光ヶ丘小児科2階）」を無料で利用することができます。

※詳しい利用条件、利用方法などはお問い合わせください。

■放課後児童会

下校時に保護者などが家庭にいない児童の健全育成を図るため、生活指導を行います。

対象児童は小学校に在籍する児童で、各小学校区ごとに開設されています。

学校に関する手続き

問い合わせ先 教育推進課 ☎ 989-5529

■転入学をするときは

住民窓口課で転入手続きをすると「学校関係通知書」が交付されますので、指定された学校で手続きをしてください。

■町内転居で学区が変わるときは

住民窓口課で転居手続きをすると「学校関係通知書」が交付されますので、今までの学校で転出、これから行く学校で転入の手続きをしてください。

■町外に転校するときは

住民窓口課で転出手続きをすると「学校関係通知書」が交付されますので、今までの学校で転出、転出先の市区町村で転入の手続きをしてください。

■指定学校の変更・区域外就学について

特別な事情により指定校を変更する場合や、区域外（町外）から町内の学校に就学を希望する場合は、お問い合わせください。

教育支援

問い合わせ先 教育推進課 ☎ 989-5529

■就学援助制度

経済的な理由により、就学が困難と認められる児童・生徒（小中学生）の保護者に対して、学校生活で必要となる費用の一部を援助する制度です。

援助の内容／

学用品費、新入学学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費、眼鏡購入費のうち該当する費用

**対 象**／

- 生活保護を受けている方（要保護）
※対象経費のみ支給
- 生活保護に準ずる程度に困窮していると認められる方（準要保護）
※準要保護は教育委員会で審査して認定します。

申込方法／通学先の学校へ随時申し出る**■がんばる中学生応援事業**

社会に貢献するグローバルな人材を育成し、将来の夢に向かってがんばっている中学生を応援するため、英語検定を受験する中学生またはインフルエンザの予防接種を受ける中学3年生の保護者に対し補助を行います。

援助の内容／

- 英語検定料（3級以上）
協会が定める準会場受験における3級の検定料相当額支給
- インフルエンザ予防接種 1,000円支給

対 象／

- 英語検定料（3級以上） 中学1～3年生
※同一級の検定に係る申請は中学校在学期間中で1回に限ります。
- インフルエンザ予防接種 中学3年生
※当該年度の10月1日から1月31日までの期間に受けた予防接種で1回に限ります。

教育相談**教育支援センター『いずみ教室』(令和6年4月新設)****問い合わせ先****教育推進課** ☎ 989-5529**いずみ教室** ☎ 987-8880

小中学校への登校がなかなかできない子供たちのための学びの場です。また、不登校やいじめなど、学校全般に関する教育相談を行います。

対 象／

町内在住または、町内小中学校在籍の児童生徒とその保護者

場 所／

長泉町在宅福祉総合センター いずみの郷



6

福祉・介護

社会福祉

問い合わせ先 福祉保険課 ☎ 989-5512

■民生委員・児童委員

町内には、87人の民生委員・児童委員と3人の主任児童委員がいます。委員は、人格・経験ともに豊かな地域福祉の相談役です。福祉に関するいろいろな相談を受けるとともに、必要な支援やアドバイスを行っています。

障がい者〈児〉福祉

問い合わせ先 福祉保険課 ☎ 989-5512

■身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体に障がいのある方の福祉向上のために交付しています。援護や制度上の便宜を受ける場合に必要です。障がいの程度により、1級から6級までの区分があります。

■療育手帳

療育手帳は、知的障がいのある方の福祉向上のために交付しています。援護や制度上のサービスを受ける場合に必要です。

■精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は、精神に障がいのある方の自立や社会復帰、社会参加に向けて、各種サービスを受けやすくするために交付しています。

障がいの程度により、1級から3級までの区分があります。

■特別児童扶養手当

重度または中度の障がいのある20歳未満の児童を、家庭等で養育している父母または養育者に支給されます。

※なお、別に定められた所得制限があります。

■特別障害者手当

20歳以上の在宅の方で、常時特別の介護を必要とする重複障がいおよび同程度と認められる重度障がいのある方に支給されます。

※なお、別に定められた所得制限があります。

■障害児福祉手当

20歳未満の常時介護が必要な在宅の重度身体障がい児、知的障がい児に支給されます。

※なお、別に定められた所得制限があります。

■障がいのある方の相互扶助制度

障がいのある方を扶養する保護者が死亡したとき、残された障がいのある方に生涯にわたり年金を支給し、生活の安定を図るための心身障害者扶養共済制度があります。

■重度障害者〈児〉医療費助成

各種健康保険で認められた診療を受けた場合の自己負担について助成します。

対 象

- ・身体障害者手帳1・2級を持っている方、または内部障害3級の方
- ・療育手帳を持っている方
- ・特別児童扶養手当1級の方
- ・精神障害者保健福祉手帳1・2級を持っている方

※なお、別に定められた所得制限があります。

■精神障害者医療費助成

精神疾患で3カ月以上精神科に入院し、引き続き入院している方（町に住民票がある方に限る）に対し、4カ月目以降の入院医療費の保険診療自己負担と入院時食事標準負担額の2分の1を助成します。

■障害者相談員の設置

町内では4人の身体障害者相談員、1人の知的障害者相談員、1人の精神障害者家族相談員が活動しています。障がい者福祉の制度や日常生活に関わることなど、各種相談を受け、援助や指導を行っています。

■その他サービス

「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」を交付された方は、障がいの種別や

程度、家庭の状況により、次の支援を受けることができます。

- ・障がい福祉サービス（相談支援、ヘルパー、ショートステイ、入所、就労支援等）の利用
- ・補装具費（交付および修理）の支給
- ・日常生活用具の給付
- ・自立支援医療（更生医療・精神通院）の給付
- ・各種税金の減免および控除
- ・タクシー利用料金助成
- ・水道・下水道料金助成

高齢者福祉

問い合わせ先 長寿介護課 ☎ 989-5537

■軽度生活援助事業

65歳以上でひとり暮らしの方や高齢者のみの世帯で援助の必要な方に、シルバー人材センター会員を派遣しています。

■配食サービス事業

65歳以上のひとり暮らしの方や高齢者のみの世帯で調理が困難な方に、栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、安否確認を行います。

■ひとり暮らし高齢者見守り事業

75歳以上のひとり暮らしの方に、乳酸菌飲料を週3回配達し、声かけ・安否確認の実施、または、点灯と消灯が検知できる電球を貸与し、見守りと安否確認を行います。
（※電球を利用した事業は、令和6年4月から開始。自己負担あり。）

■マイナンバーカード活用タクシー利用助成事業

75歳以上の方および65歳以上で運転免許証を返納した方にマイナンバーカードを活用し、タクシーの利用料金の半額（上限600円）を年間50回助成します。

■はり・灸・マッサージ治療費助成事業

70歳以上の方に、はり・灸・マッサージ治療費を助成（1,000円×5枚＝5,000円分）します。

■高齢者補聴器購入費助成事業

65歳以上で、両耳または片耳の聴力レベルが41

デシベル以上の方で、「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律」による補聴器支給の対象とならない方に対し、1人につき1回限り、補聴器購入費の一部を助成します。補聴器購入費の2分の1以内で上限80,000円（片耳のみが41デシベル以上の場合は上限40,000円）を助成。

■家族介護用品支給事業

在宅の要介護4以上の方および要介護1～3で排便・排尿に一部介助以上の支援を要する方の家族を対象に、町と契約する販売店で紙おむつや使い捨て手袋などの支給を受けられます。
（※課税状況や介護度により支給の額が異なります。）

■要介護高齢者等介護者支援金支給事業

要介護3～5の認定を受けている方と住所を同じくし、介護している方で、ショートステイなどのサービス利用が1カ月ごと7日以内の場合、支援金を支給します。

■その他のサービスなど

高齢者の生活支援、家族の介護をしている方の支援、介護予防の推進等のため各種事業を行っています。

外出支援サービス事業、徘徊高齢者探索サービス事業、徘徊高齢者等見守り事業、介護予防教室、医療情報キット・安心カード配布など詳しくは長寿介護課で配布しているながいずみシニアサービスガイドブックをご覧ください。

介護保険

問い合わせ先 長寿介護課 ☎ 989-5511

■介護保険の加入者

40歳以上の方が加入者（被保険者）です。

65歳以上の方は第1号被保険者で、介護が必要と認定された場合に介護保険のサービスを受けることができます。

40歳から64歳の医療保険に加入している方は第2号被保険者で、老化が原因とされる病気（特定疾病）により介護や支援が必要と認定された場合に介護保険のサービスを受けることができます。





■サービスを受けるには

要介護認定申請書に介護保険証を添えて長寿介護課に申請をします。本人または家族が申請するか、指定居宅介護支援事業者・地域包括支援センターなどに代行申請を依頼できます。

申請すると、訪問調査を受け、その結果と医師の意見書を基に介護認定審査会で要介護状態区分の判定が行われ、認定結果が通知されます。

認定結果に不服がある場合には、申し立てができます。

認定結果の有効期間は新規申請の場合3カ月から12カ月で、有効期間の更新には更新申請の手続きをします。(手続きの方法は新規申請と同様)認定有効期間の満了60日前から満了の日までの間、更新申請ができます。(更新申請の認定結果有効期間は3カ月から48カ月)

■ケアプラン作成を依頼する

要介護1～5と認定された方が在宅サービスを受ける場合、居宅介護支援事業者を選び、介護サービス計画(ケアプラン)を作成してもらいます。

要支援1・2と認定された方は、地域包括支援センターで介護予防ケアプランを作成します。

サービス内容が決まったら、事業者や施設と利用の契約をします。

■介護保険で受けられるサービス

居宅(在宅)サービス

- ・居宅介護支援(ケアマネジメント)
- ・訪問介護(ホームヘルプサービス)
- ・訪問入浴介護
- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・通所介護(デイサービス)
- ・通所リハビリテーション(デイケア)
- ・短期入所生活・療養介護(ショートステイ)
- ・居宅療養管理指導
- ・福祉用具の貸与
- ・福祉用具購入費の支給
- ・住宅改修費の支給
- ・特定施設入居者生活介護

施設サービス

- ・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- ・介護老人保健施設(老人保健施設)
- ・介護医療院

地域密着型サービス

- ・認知症対応型通所介護
- ・認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
- ・地域密着型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護

※原則としてほかの市町村のサービスは利用できません。

夜間対応型訪問介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、町内で実施している事業所はありません。

地域包括支援センター

問い合わせ先

南部：長泉南地域包括支援センター ☎ 999-2121
(さつき園内)

北部：長泉北地域包括支援センター ☎ 941-5335
(ながいずみホーム地域づくりセンター モク・オハナ内)

高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を送ることができるように、介護サービスをはじめ、福祉、医療、権利擁護などさまざまなサービスを適切にご利用いただくための総合的な相談窓口です。

■介護予防ケアマネジメント

高齢者が「要介護状態になることをできる限り防ぐ」「要介護状態になってもそれ以上悪化させないようにする」ために、高齢者自身が地域における自立した日常生活を送れるよう支援します。

■高齢者についての相談窓口

生活全般の悩み、相談に対し、介護保険だけでなく、さまざまな制度や地域資源を活用しながら支援します。

■高齢者の権利を守る(権利擁護)

高齢者虐待への対応、成年後見制度の紹介や活用などにより、高齢者の権利を守ります。

■ケアマネジメント支援

(包括的・継続的ケアマネジメント)

介護保険サービスを利用している方のケアマネ

ジャーの後方支援を行います。

また、介護認定の申請をした方が、介護保険サービスを受けるまで、地域のケアマネジャーと連携して支援します。

■認知症総合支援事業

- 認知症地域支援推進員の配置
- 認知症初期集中支援チームの設置
- 認知症カフェ、家族介護教室の開催

長泉町社会福祉協議会

問い合わせ先

長泉町社会福祉協議会
(福祉会館内) ☎ 988-3920
いずみの郷 ☎ 988-6688



社会福祉法に基づく社会福祉法人のひとつで、会費、赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金、寄付金などを活用し、小地域福祉活動やボランティア活動など、地域の皆さんが主体となる福祉活動を支援しています。

また、町の指定管理者として、福祉会館と在宅福祉総合センターの管理、運営を行っています。

■福祉会館・在宅福祉総合センター「いずみの郷」

福祉会館は、高齢者を対象とした老人福祉センター、ボランティア活動の拠点としての地域福祉センターの各機能を持つ複合施設です。施設内には娯楽室、研修室、会議室、健康相談室、大浴場、大広間などがあります。

在宅福祉総合センター「いずみの郷」は、福祉会館と連携して、在宅で支援を必要とする方に総合的なサービスを提供する介護および福祉の拠点施設です。施設は3階建てで、施設内の2階には、デイサービス施設、3階には集会室、研修室などがあります。

■地域福祉活動の推進

- 高齢者援護活動の推進
シニアクラブ長泉(シニアクラブ連合会)支援事業
- 障がい者援護活動の推進
福祉団体支援事業
- 児童・母子・父子援護活動の推進
ひとり親家庭親子交流事業

新入学児童黄色帽子贈呈事業

- ボランティア事業の推進
ボランティア支援、養成事業
- 小地域福祉活動の推進
「誰もが安心して、自分らしく暮らし続けられる地域」をつくるための、自治会単位での活動。住民同士の支え合い、助け合い活動の推進、住民による共助の仕組みづくりなどを行います。
- 福祉啓発および福祉教育の推進
福祉健康まつり開催事業
福祉教育実践校事業
- 広報紙「社協だより」の発行（指定月発行）

■福祉総合相談事業

- 生活福祉資金貸付事業
- 生活困窮者自立相談
- 日常生活自立支援事業
- 成年後見推進事業

■在宅福祉サービス事業

- 一人暮らし高齢者緊急通報装置「福祉電話」の設置
- 車椅子（介護保険外）貸出事業
- 居宅介護支援、指定通所介護、地域密着型認知症対応型通所介護、指定訪問介護の介護保険事業や障がい者地域活動支援センターなどの障がい福祉サービス事業を実施しています。

■シニアクラブ長泉（シニアクラブ連合会）

シニアクラブ長泉（シニアクラブ連合会）は、おおむね60歳以上の方が加入し、町内の地域ごとに活動している自主的な団体です。会員は、健康を増進し教養を深めるための各種活動を通して、仲間づくりや地域社会の絆を深める活動を推進しています。





7 保険・年金

国民健康保険

問い合わせ先 福祉保険課 ☎ 989-5513

	こんなときには、手続きを	手続きに必要なもの
国保に入る場合	転入したとき	認め印 マイナンバーがわかるもの
	職場などの健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書、金融機関などの口座番号・届出印（口座振替を希望する場合） マイナンバーがわかるもの
	子どもが生まれたとき	認め印
国保をやめる場合	転出するとき	認め印、保険証、 マイナンバーがわかるもの
	職場などの健康保険に入ったとき	職場の健康保険加入証明書または加入日がわかる保険証、国保保険証、マイナンバーがわかるもの
	死亡したとき	認め印、保険証、金融機関などの口座番号、葬儀代の領収書
そのほか	町内で住所が変わったとき	保険証
	世帯主や氏名が変わったとき	保険証
	世帯を分けたり一緒にしたとき	保険証
	被保険者証をなくしたとき（再交付）	身分証明書、認め印 マイナンバーがわかるもの
	修学で他の市区町村に転出するとき	在学証明書または学生証
	事故による傷病で国保を使ってご治療を受けたとき	交通事故証明書 保険証

(注) 社会保険の扶養となった場合も扶養の資格取得証明書を持参してください。

※ 手続きに来庁される方がご本人でない際は、委任状が必要となる場合があります。

■保険証

保険証は1人に1枚交付されます。有効期限は原則として毎年7月31日までです。

令和6年12月2日以降、現行の保険証はマイナンバーカードと一体化される予定です。

■役場窓口で申請する医療費

- 診療費、補装具などに関する療養費
- 出産育児一時金
- 高額療養費
- 葬祭費
- 移送費

■特定健診・保健指導

40～74歳の国民健康保険加入者に、健康診査および保健指導を実施します。

後期高齢者医療制度

問い合わせ先 福祉保険課 ☎ 989-5513

■後期高齢者医療制度の加入者

75歳以上の方全員と一定の障がいがあると認定された65歳以上75歳未満の方が加入者（被保険者）です。75歳の誕生日当日から後期高齢者医療制度の対象となり、一定の障がいがある65歳以上75歳未満の方は、認定を受けた日から対象となります。今まで加入していた医療保険は脱退することになります。

■保険証

保険証は1人に1枚交付されます。新たに75歳になる方には75歳の誕生日を迎える前の月に保険証を送付します。有効期限は毎年7月31日までで令和6年12月2日以降、現行の保険証はマイナンバーカードと一体化される予定です。

■役場窓口で受け付けする医療費など

- 診療費、補装具に関する療養費
- 高額療養費
- 葬祭費
- 移送費

■ 国人健康保険・後期高齢者医療加入の方へ
健康保険証の廃止について

マイナンバーカードと健康保険証の一体化により、令和6年12月2日以降健康保険証の発行が廃止されます。廃止後の各手続きについては掲載内容から変更される可能性がありますので、令和6年12月2日以降の手続き方法については町ホームページでご確認いただくか担当課へお問い合わせください。

国民年金

問い合わせ先 福祉保険課 ☎ 989-5513

被保険者の種類		保険料
必ず加入する方	第1号被保険者 20歳以上60歳未満の ・農業や自営業の方とその配偶者 ・学生 ・第2号、第3号、任意加入被保険者に該当しない方	ご自分で納付するか、口座振替を利用して納めてください。
	第2号被保険者 厚生年金や共済年金に加入している方	国民年金の保険料として個別に納める必要はありません。
	第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者	厚生年金や共済年金の制度が、まとめて負担します。
希望で加入できる方	任意加入被保険者 20歳以上60歳未満の ・外国に住んでいる日本人 ・厚生年金や共済年金から老齢（退職）年金を受けている方 60歳以上70歳未満で保険料の未納期間、カラ期間（サラリーマンの配偶者）のある方	ご自分で納付するか、口座振替を利用して納めてください。

受けられる年金の種類	
老齢基礎年金	10年以上保険料を納めた方（免除期間を含む）が、65歳から受けられます。
障害基礎年金	国民年金加入中の病気やケガで、一定の障がいの状態になったとき受けられます。（納付要件あり）20歳前からの障がいのある方も20歳になったときから受けられます。
遺族基礎年金	国民年金の加入者が死亡したとき、その方に扶養されている18歳（障がいがある場合は20歳）未満の子がいる配偶者、または18歳（障がいがある場合は20歳）未満の子が受けられます。（納付要件などの要件あり）
独自給付の国民年金	このほかに、第1号被保険者の独自の給付として寡婦年金・死亡一時金に該当したとき支給されます。





8

健康増進

保健支援

問い合わせ先

健康増進課

母子保健

☎ 986-8760

成人保健

☎ 986-8769

健康手帳の交付

■母子健康手帳（予約制）

妊娠と診断されたら、早期に健康増進課に「妊娠届」を提出し、『母子健康手帳』の交付を受けましょう。母と子の健康・子どもの発育・歯の健康・予防接種などを記録する大切な手帳です。紛失してしまった場合は、再交付できます。

※詳細は20ページを参照ください。

■40歳以上の方の健康手帳

自分自身の健康管理のため、40歳以上の方に健康手帳を交付しています。

健康相談

■乳幼児・成人健康相談

乳幼児の発育・発達など育児に関する相談、成人の方の健康づくりに関する相談、生活習慣病予防に関する相談を行っています。また、乳幼児から高齢者までの栄養に関する相談も行っています。

※詳細は、51ページをご覧ください。

■その他健康相談

下記の相談や電話相談を行っています。

- 依頼健康相談（区や老人クラブなどでの希望に合わせた相談）
- こころの健康相談
- 栄養相談

※実施時期はお問い合わせください。

健康教育

安心して出産・育児ができるようサポートするとともに、親子のふれあい、仲間作りの場として母子のための各種教室を開催しています。

また、壮年期からの健康づくりを目指していただくため、病気予防や生活習慣の改善、健康増進などさまざまな教室を実施しています。

- 出前講座
 - 健康講座
 - メンズキッチン
- ※実施時期はお問い合わせください。

健康診査

■妊婦・産婦・乳幼児健康診査等

1. 妊婦健診、妊婦歯科健診、産婦健診、新生児聴覚スクリーニング検査、4カ月・10カ月児健康診査
個別に医療機関で行います。転入などで受診券のない方は、お問い合わせください。
2. 1歳6カ月児・3歳児健康診査
ウェルピアながいずみで行います。対象のお子さんには個別に通知でご案内します。

■各種がん検診など

対象となる方には受診券が郵送されます。

- 子宮がん検診……………20歳以上女性
- 乳がん検診……………40歳以上前年度未受診女性
- 胃がん検診……………35歳以上
- 肺がん検診……………40歳以上
- 大腸がん検診……………40歳以上
- 前立腺がん検診……………50歳以上男性
- 肝炎ウイルス検診…40歳以上未受診者
- 歯周疾患検診……………40歳以上および20・25・30・35歳の方
- 結核検診……………65歳以上

※実施時期はお問い合わせください。

■特定健康診査

対象となる方には受診券が郵送されます。

対 象／国民健康保険に加入している40歳以上の方

■後期高齢者健康診査

対象となる方には受診券が郵送されます。

対 象／後期高齢者医療制度に加入している方

予防接種

予防接種には、対象年齢になったら接種券を送付して案内する定期接種と、希望により接種する任意接種があります。

■定期接種

乳幼児期…ヒブ、小児用肺炎球菌、B型肝炎、ロタ、BCG、MR混合（麻しん・風しん）、四種混合（百日咳・ジフテリア・破傷風・ポリオ）、日本脳炎1期、水痘（水ぼうそう）

学童期…二種混合（ジフテリア・破傷風）、日本脳炎2期、HPV

※詳細は21ページをご覧ください。

成人期…MR混合

高齢期…インフルエンザ、肺炎球菌

※転入された方や接種券を紛失された方はお問い合わせください。予防接種についての質問もお受けしています。

■任意接種

乳幼児期…耳下腺炎（おたふくかぜ）、インフルエンザ

学童期・成人期…インフルエンザ

高齢期…肺炎球菌

■風しん予防接種

対象／妊娠を希望している女性とその夫で抗体または接種歴がない方

申請方法／接種後にウエルピアながいずみで申請
※助成額など詳細はお問い合わせください。

家庭訪問

乳幼児から高齢者までを対象に、保健師・管理栄養士が各家庭を訪問し、保健指導を行います。

スポーツ

問い合わせ先 **健康増進課** ☎ 989-5575

■スポーツ競技会参加奨励金（健康増進課）

小学生は東海大会以上、中学生以上は全国大会以上の競技会に参加する場合に、奨励金を支給し

ます。交付の回数は、個人並びに団体ともに、年度内1回の出場に限り支給します。

対象は、町内に住民登録のある方および町内の高等学校・企業などで組織されたチームです。詳しくは、お問い合わせいただくか、町ホームページでご確認ください。

■地域元気づくり事業

「地域元気わくわく教室」の開催

ご希望のありました区ごとに、健康づくりに関連する講話や運動、レクリエーションなど、楽しみながら参加できる教室を、各区の公民館などで行います。

健康運動指導士等が講師になり「学習」「運動」「健康測定」を3本柱に、無理なく体を動かすことを目的に行います。

また自主活動をしている区等にも「運動」を中心とした講師を派遣します（回数等条件あり）。

■スポーツ施設の申し込み

各種体育施設（グラウンド・体育館・テニスコートなど）の利用申し込みの受け付けは各施設管理者が行っています。

※各施設の利用申込み先については、公共施設案内をご覧ください。

問い合わせ先

NPO法人長泉町スポーツ協会
（勤労者体育センター内）
☎ 987-5859



■スポーツ競技団体

町民のスポーツ推進・親睦を目的に、18団体が長泉町スポーツ協会に加盟し、活動しています。団体などの照会はお問い合わせください。

■スポーツ少年団

町内の小・中学生のスポーツ活動を通じた健全育成を目的に、22団体が町スポーツ少年団に加盟し、活動しています。団体などの照会はお問い合わせください。



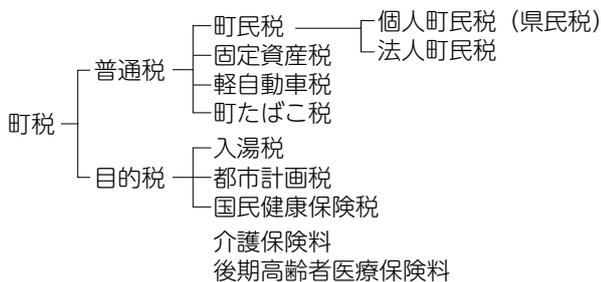
9 税金・保険料

問い合わせ先 **税務課**
☎ 989-5506・5507・5508

町税などの種類

わたしたちが住みよい環境のもとで生活するために町税の果たす役割は重要です。

町税などは、次のようなくみになっています。



個人町民税（県民税）

■個人町民税（県民税）

○個人町民税（県民税）のかかる方

1月1日現在、長泉町に住んでいる方で、前年中の所得金額によりかかります。

○個人町民税（県民税）のかからない方

①均等割も所得割もかからない方

- ・前年中に所得がなかった方
- ・生活保護法によって生活扶助を受けている方
- ・障がいのある方、未成年の方、寡婦またはひとり親の方で前年中の所得が135万円以下（給与所得者の年収では204万3,999円以下であった方）

②均等割のかからない方

前年中の所得が町税条例の金額以下の方

■申告

○個人町民税（県民税）の申告の必要な方

前年中に給与、事業などの所得があった方は、毎年2月16日から3月15日までに申告しなければなりません。なお、収入がない方でも町から簡易申告書が送られている方は申告していただきます。

○申告の必要がない方

- ・所得が給与または公的年金のみで、勤務先な

どが給与支払報告書または公的年金等支払報告書を長泉町に提出されている方

- ・税務署へ所得税の確定申告をした方

■公的年金からの個人町民税（県民税）の特別徴収（天引き）

65歳以上の方で年金所得に係る個人町民税（県民税）の納税義務がある方は、公的年金の支給の際に特別徴収（天引き）させていただきます。

給与所得や事業所得などの金額から計算した個人町民税（県民税）は、これまでどおり給与からの天引き、または納付書（口座振替）で納めていただきます。

※介護保険料を年金から特別徴収されていない場合や、特別徴収額が老齢年金等の年額を超える場合には特別徴収（天引き）されません。

固定資産税・都市計画税

■固定資産税

町内に所在する土地・家屋・償却資産に対して1月1日現在の所有者にかかります。税額は固定資産の課税標準額に1.4%の税率をかけたものです。

■固定資産税の免税点

町内に同一人が所有する土地・家屋・償却資産の課税標準額が次の金額に満たない場合は、固定資産税はかかりません。

- ・土地……………30万円
- ・家屋……………20万円
- ・償却資産……………150万円

■都市計画税

町が都市計画事業などを行う費用にあてるため、市街化区域内に土地・家屋を所有している方にかかる税金です（償却資産にはかかりません）。税額は、課税標準額に0.2%の税率をかけたものです。固定資産税と併せて納めていただきます。

軽自動車税（種別割）

4月1日現在、町内に原動機付自転車、小型特殊自動車（農耕用を含む）、軽自動車、二輪の小型自動車を所有している方にかかります。

納期限は5月末日です。

■税率

原動機付自転車及び二輪等

車種	年税額	車種	年税額
原付一種～50cc (特定小型含む)	2,000円	小型特殊・農耕用	2,400円
原付二種乙～90cc	2,000円	小型特殊・その他	5,900円
原付二種甲～125cc	2,400円	二輪の小型自動車	6,000円
ミニカー	3,700円	二輪被けん引車 (ボートトレーラー等)	3,600円
軽二輪	3,600円		

四輪以上及び三輪の軽自動車

車種	年 税 額		
	平成27年3月31日以前に最初の新規検査をした車両	平成27年4月1日以降に最初の新規検査をした車両	最初の新規検査から13年を経過した車両
軽三輪	3,100円	3,900円	4,600円
軽四輪乗用営業用	5,500円	6,900円	8,200円
軽四輪乗用自家用	7,200円	10,800円	12,900円
軽四輪貨物営業用	3,000円	3,800円	4,500円
軽四輪貨物自家用	4,000円	5,000円	6,000円

国民健康保険税

■国民健康保険税（国保税）

皆さんが病院で支払う医療費は全体の一部（自己負担分）で、それ以外の医療費は国保税でまかなわれます。もしものときのため、加入者がお金を出し合い助け合って医療制度を運営しています。

なお、40～64歳までの国保加入者の方は、併せて介護保険分が加算されます。

■国保税は世帯主課税

国保税は、地方税法第703条の4により世帯主に対して課税されます。世帯主がほかの健康保険に加入していても、同じ世帯のだれかが国保に加入していれば、世帯主に課税されます。ただし国保税は加入者のみで計算されています。

■国保税の計算

1年間の国保税の計算は、6月末に前年の所得が確定した後、7月に年間の税額を決定します。

■納付方法

・特別徴収の方（国保に加入されている方全員が65～74歳で、世帯主が年額18万円以上の年金を受給し、介護保険料と国保税を合わせた額が年金受給額の2分の1未満の方）

①仮徴収額（前年度2月分の金額）が、4・6・8月分の年金から天引きされます。

②年間の税額から仮徴収額を差し引いた額が、10・12・翌年2月の年金から天引きされます。

・普通徴収の方（特別徴収以外の世帯主の方）
納付書または口座振替により年8回（7月から翌年2月まで）で納めていただきます。

※口座振替にするには、申請が必要です。

※年度途中で資格の取得・喪失をした世帯は、普通徴収となります。

※特別徴収の方で一定条件を満たしている場合、「納付方法変更申出書」の届け出により、口座振替による普通徴収への変更ができます。

介護保険料

■介護保険制度

介護保険制度は国民の共同連帯、相互扶助の理念に基づき、今後確実に増加が見込まれる要介護高齢者へのサービスとその費用を将来にわたって安定的に確保するため、その一部を皆さんに保険料として負担していただき、社会全体で要介護高齢者を支えていこうとするものです。

これにより、保健・医療・福祉にわたる介護サービスが総合的に利用できるようになります。

■介護保険の財政

介護保険制度では、介護サービスの提供などに必要な費用は、サービス利用時の自己負担を除き、おおよそ半分が公費でまかなわれ、残りを40歳以上の方に保険料として負担いただいています。

■保険料徴収の根拠となる法律

介護保険料は、介護保険法第129条および長泉町介護保険条例第2条の規定により、第1号被保険者（町内に住所を有する65歳以上の方など）一人ひとりに課されます。

■納付方法

・特別徴収の方（国民年金、厚生年金などを4月1日現在、年間18万円以上受給している方）

①仮徴収額（前年度2月分の金額）が、4・6・8月分の年金から天引きされます。

②年間の税額から仮徴収額を差し引いた額が、10・12・翌年2月の年金から天引きされます。

・普通徴収の方（特別徴収以外の方）

納付書または口座振替により年8回（7月から翌年2月まで）で納めていただきます。

※口座振替にするには、申請が必要です。

※年度途中で65歳到達者や転入者の方は、当初普通徴収の対象となりますが、特別徴収の対象となる年金を受けている方は、おおよそ8カ月後に支払われる年金から保険料の特別徴収が開始されます。

後期高齢者医療保険料

■保険料

保険料は各都道府県の広域連合ごとに決定します。加入者全員が等しく負担する均等割額と、加入者個人の前年の所得に応じて負担する所得割額を合計した金額が、1人当たりの年間保険料になります。ただし、所得に応じた軽減措置があります。

■納付方法

保険料は原則的に年金から天引きされます。

（納付月4・6・8・10・12・翌年2月）

ただし、年金額が年額18万円未満の方、介護保険料と合わせた合計額が年金額の2分の1を超える方は、納付書や口座振替で納めます。

（納付月8・9・10・11・12・翌年1・2・3月）

また届け出により、年金天引きによる納付から口座振替による納付へ変更できます。

※年金からの天引きを希望される方は届け出不要です。



10 環 境

問い合わせ先 暮らし環境課 ☎ 989-5514

犬・猫を飼うときは

■犬を飼うときの心構え

犬を飼うときは、最後まで愛情をもって育てられるか十分に考えましょう。

(注)放し飼い、散歩時のフンの放置、犬を捨てるなどの行為は、条例により禁止されています。

■犬の登録

新しく犬を飼い始めた方は取得した日（生後91日以内の犬を取得した場合は、生後91日を経過した日）から30日以内に登録を行ってください。

登録料／3,000円

※犬の登録事項（住所等）に変更があった場合は変更届、犬が死亡してしまった場合は死亡届を出してください。

■狂犬病予防注射

狂犬病予防法により、飼い犬に年1回狂犬病予防注射を受けさせなければなりません。

注射は、近くの病院で受けることができ、病院で注射済票も交付しています。

なお、駿東獣医師会、田方獣医師会所属以外の動物病院で接種した場合は、病院で注射済票が交付されませんので暮らし環境課までお越しく下さい。

交付場所／暮らし環境課

持ち物／狂犬病予防注射済証

(各動物病院発行のもの)

交付手数料／550円

■猫を飼うときの心構え

国・県・町では、猫を屋内で飼うことを推奨しています。

- 屋外に出すと他の猫との接触で、感染症になる。
- 交通事故で命を落としてしまうこともある。
- 迷子になってしまい、病気やケガで動けなくなってしまう。

- 飼い猫が避妊・去勢手術をしていないと、飼い主のいない猫が増えてしまう。
- 「糞・尿被害」、「ゴミを荒らす」、「鳴き声がうるさい」、「花壇が荒らされる」など近所からの苦情の原因になる。

※飼い猫の場合であっても、どこの猫かわかるように迷子札を装着しましょう。

※飼い猫の避妊・去勢手術を行った人に対して補助金（費用の1/2・6,000円を限度）を交付しています。

飼い主のいない猫対策

■飼い主のいない猫避妊去勢等手術実施事業

飼い主のいない猫の避妊去勢等手術に係る費用を町が全額負担する事業を実施しています。

対象／外見上健康でありかつ生後6ヶ月以上経過していることが推察されること

申請手順／

- ①町は申請書受付後、書類審査をし、承認通知書を交付します。
- ②申請者は、町協力動物病院に直接連絡し予約後、申請者が自ら捕獲し、猫を病院に受け渡します。
- ③避妊・去勢手術後、申請者自ら猫を元いた場所に放します。

環境対策

■公害苦情相談

日ごろ、生活している中で起こっている公害(大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭など)でお困りの際、暮らし環境課では相談の受け付け、実態の調査、原因者への指導などを行い、問題の解決に努めています。

■浄化槽の維持管理について

1. 浄化槽の清掃（汲み取り）について

浄化槽は、1年に1回の清掃が必要です。(全ばっ気方式は半年に1度)

浄化槽の清掃は、清掃業者に依頼してください。

- 町指定の清掃業者

長泉環境株式会社 ☎ 999-7087



2. 浄化槽の保守点検について

浄化槽は、4カ月に1回以上の保守点検が必要です。保守点検は、県知事の登録を受けた業者に依頼してください。

- 問い合わせ：東部健康福祉センター生活環境課
☎ 055-920-2135

3. 浄化槽の法定検査について

浄化槽は、1年に1回、法定検査の受検が必要です。法定検査は、県知事の指定を受けた財静岡県生活科学検査センターに依頼してください。

- 問い合わせ：財静岡県生活科学検査センター
☎ 054-621-5030

補助金制度

■スズメバチ駆除費補助金

スズメバチの巣を町の指定する業者に依頼して駆除した方に、補助金を交付しています。

補助対象者／

次の①②をどちらも満たす方

- ①町内に居住している方、または、土地を所有もしくは賃貸している個人
- ②町内にできたスズメバチの巣の駆除を指定業者に依頼して行う方

※ミツバチ、アシナガバチなどのハチの巣は対象にはなりません。

※町指定業者は「くらし環境課」989-5514にお問い合わせください。

補助対象額／

駆除した巣1個につき8,000円を限度とします。

申込み期限／

町指定業者に巣の駆除費用を支払った日から30日以内

■生ごみ処理機器等設置費補助金

生ごみ処理機（機械式）や生ごみ堆肥化容器（コンポスト）を購入した方に補助金を交付しています。

補助対象者／

町内に居住または町内に事業所有する方

補助対象額／

- 購入費の2分の1以内（100円未満切捨て）
- 生ごみ処理機（機械式）上限30,000円
- ※1世帯または1事業所につき1基までで、6

年以上使用することが補助条件です。

- ※排水機能のあるものは、対象になりません。
- 生ごみ堆肥化容器（コンポスト）上限4,000円
- ※1世帯または1事業所につき1基までで、3年以上使用することが補助条件です。

申込み期限／

購入日もしくは購入代金を支払った日のいずれか遅い日から30日以内または購入年度の3月10日のいずれか早い日

■長泉町サステナブル住宅支援事業費補助金

国が推進する次世代ZEH並びに地球温暖化に配慮した省エネシステムを導入した方に、補助金を交付しています。

対象／

- 長泉町に住民票のある方で町内において自らが所有し、居住する住宅（店舗との併用も含む）で、ZEHに関しては、国からのZEH（ゼロ・エネルギー・ハウス）支援事業に係る交付決定通知又は交付額決定通知を受理した方。
- 町税などの滞納がない方。

補助額／

- ZEH／300,000円
- ZEH+／400,000円
- 次世代ZEH+／500,000円
- 次世代HEMS／500,000円
- 太陽光発電システム／100,000円
- 家庭用蓄電池／100,000円
- 家庭用コージェネレーションシステム／100,000円
- V2H充放電設備／50,000円
- 電気自動車、プラグインハイブリッド車／100,000円

申請に必要な書類／

- 長泉町サステナブル住宅支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）
- 太陽光発電システムについては、電力会社との電力需給契約申込書の写し、その他は補助対象機器の保証書の写し
- 設置に係る領収書及びその内訳がわかるもの
- 補助対象機器の形状、規格がわかるもの（カタログ等）
- 設置場所の位置図（住宅の位置がわかるもの）
- 事業実施前後の写真
- 補助対象システムの概要（様式第2号）
※太陽光のみ

- 長泉町サステナブル住宅支援事業費補助金交付請求書
- 国が推進するZ E Hの交付決定通知書又は交付額決定通知書の写し
- その他町長が必要と認める書類

申込み期限／

工事が完了した日もしくは工事代金を支払った日のいずれか遅い日から30日以内または設置工事完了日の属する年度の3月10日のいずれか早い日

■浄化槽設置費補助金

町では、生活排水による河川などの水質汚染を防止し、生活環境の保全を図るため、し尿以外の生活排水も処理できる「合併処理浄化槽」への転換を進めており、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に入れ替える方を対象に予算の範囲内で補助金を交付しています。

補助対象者／

- 公共下水道計画決定区域外の既存の単独処理浄化槽または汲み取り便槽を合併処理浄化槽に入れ替える方
- 新築、増改築を伴う場合は、対象外です。

補助金額／

- 5人槽 414,000円
- 6～7人槽 516,000円
- 8～10人槽 684,000円





11 上下水道

水道の利用について

問い合わせ先 上下水道サービスセンター ☎ 989-5527

■水道の使用について

引越しなどで水道の使用開始または中止をする場合は、2～3日前までに上下水道サービスセンターへ電話またはオンライン申請をしてください。水は常時出る状態になっています。



使用開始申込



使用中止申込



開始・中止同時申込

■水道料金・下水道使用料の支払い

上水道の運営は、皆さんから支払われる水道料金によってまかなわれています。また、下水道施設の維持管理には多額の費用が必要です。そこで、下水道を利用される方々に維持管理費の一部を水道の使用水量に基づき使用料として納めていただいています。

2カ月ごとに検針と水道料金の請求があり、下水道を利用されている場合は、併せて下水道使用料も請求しています。

○標準的な料金請求の流れ（隔月）

上旬（1～10日）	検針期間（ポストに使用水量等のお知らせを投函）
20日	納入通知書等発送
29日	納期限・振替日

○検針および請求月

地区	区名	検針・請求月
北地区	元長窪、上長窪、屋代住宅、谷津、下長窪、池田、尾尻住宅、東べ南一色、南一色、納米里、上土狩、惣ヶ原、エンゼル、中土狩、シャリエ中土狩、荻素、鮎壺、シャルマン	1, 3, 5, 7, 9, 11月
南地区	新屋町上、新屋町中、新屋町下、駅上、駅中、駅下、薄原上、薄原下、シャリエ南、シャリエ東、西、原、東、三軒家、エンゼル西、グランツ、杉原、原分、高田、竹原、シャルマン竹原、本宿	2, 4, 6, 8, 10, 12月

支払い方法は次の2つがあります。

①自主納付…納入通知書（はがき）により、町指定の金融機関またはコンビニエンスストア、PayPay、LINE Pay、役場でお支払いください。

※三菱UFJ銀行、みずほ銀行、および郵便局では納入通知書でのお支払いはできません。

※納入通知書に記載されている納入期限を過ぎた場合はコンビニエンスストアおよびPayPay、LINE Payでのお支払いはできません。

②口座振替…金融機関等、お申し込みの口座から料金を引き落とします。

※振替日は検針月の29日、再振替は翌月の15日です。

金融機関が休業日のときなどは納入期限、振替日に変更になります。詳細はお問い合わせください。

口座振替の新規または変更のお申し込みは、町指定の金融機関または上下水道サービスセンターでできます。届出印と口座番号の分かるものをお持ちください。口座振替依頼書（口座振替の申込用紙）の郵送をご希望の方はご連絡ください。

■水道料金の計算例

（2カ月あたりの料金表）

メーター口径（種別）	基本料金（0～20m ³ ）	超過料金（1m ³ 当り）			
		21～40m ³	41～60m ³	61～200m ³	201m ³ 以上
13mm	1,040円	53円 (1,060円)	63円 (1,260円)	92円 (12,880円)	104円
20mm	1,720円				
25mm	2,280円				

例) 口径20mmで2カ月あたりの使用水量が84m³の場合
 (基本料金) (40m³まで) (60m³まで) {(84m³-60m³)×92円}
 1,720円+1,060円+1,260円+2,208円=6,248円
 (消費税) 《支払金額》

6,248円×1.10 ≒6,870円（10円未満は切捨て）

（2カ月あたりの料金表）

メーター口径（種別）	基本料金（0～20m ³ ）	超過料金（1m ³ 当り）		
		1～60m ³	61～200m ³	201m ³ 以上
30mm	3,200円	84円 (5,040円)	92円 (12,880円)	104円
40mm	5,200円			
50mm	8,800円			
75mm	18,800円			
100mm	30,600円			

例) 口径40mmで2カ月あたりの使用水量が250m³の場合
 (基本料金) (60m³まで) (200m³まで) {(250m³-200m³)×104円}
 5,200円+5,040円+12,880円+5,200円=28,320円
 (消費税) 《支払金額》

28,320円×1.10 ≒31,150円（10円未満は切捨て）



11 上下水道

■下水道使用料の計算例

(2カ月あたりの料金表)

基本料金 (0~20m ³)	超過料金 (1m ³ 当り)			
	21~40m ³	41~60m ³	61~200m ³	201m ³ 以上
1,400円	80円 (1,600円)	90円 (1,800円)	100円 (14,000円)	110円

例) 2カ月あたりの使用水量が84m³の場合

(基本料金) (40m³まで) (60m³まで) {(84m³-60m³)×100円}
1,400円+1,600円+1,800円+2,400円=7,200円
(消費税) 《支払金額》
7,200円×1.10 ≒7,920円 (10円未満は切捨て)

※この計算は、2カ月間の使用期間で算定したものです。引越しなどで使用期間に満たない場合は適用されません。

■水道使用者などの変更

水道の使用者・所有者、水道料金の請求先に変更などがある場合には、上下水道サービスセンターへご連絡ください。

■検針へのご協力のお願い

正確な水道料金の算定のため、以下のことにご協力をお願いします。

水道メーターは、いつも見やすい状態にしておいてください。

- ①メーターボックスの前や上に物を置いたり土やコンクリートなどで埋めないでください。
- ②犬は放し飼いにせず、出入口やメーターボックスから離してつないでください。
- ③家の増改築などの際はメーターが床下や屋内にならないように、検針しやすい場所に移してください。

■水道の異常

水が出ない

水道工事で断水する場合は、予め回覧板や広報車などでお知らせします。工事が行われていないのに水が出ない場合は、まず、次のことを確認してください。

- ・止水栓が閉じていないか
- ・近所の家も断水していないか

◆近所一帯で水が出ないとき

- ・水道管の破裂などの突発事故が考えられます。上下水道サービスセンターへご連絡ください。

◆自分の家だけが水が出ないとき

- ・止水栓が開いていることを確認の上、上下水道サービスセンターへご連絡ください。
- ・3階建て以上の中高層建築物の場合は、受水槽ポンプなどの故障が考えられます。管理人にご相談ください。

水からにおいがする

町の水道水は良質な地下水源を使用しているため、滅菌のための塩素はごくわずかです。塩素の匂いが残る場合がありますが、人体に害はありません。

水が赤っぽい

水道工事や消防活動などによって、一時的に水道管内の鉄さびが流れ出したためです。しばらく水を流したままにしておくときれいになります。

水が白っぽい

水の中に小さな気泡(空気)が入ったためです。しばらくすると色が消えますので、安心してご使用ください。また、日常的に使用しない蛇口を使うときに、たまった水(濁水)が出る場合があります。しばらく水を流したままにしておくときれいになります。

漏水

自宅敷地内での漏水修繕は、近隣または水道工事を施工した長泉町指定給水装置工事事業者にご連絡ください。工事店が不明の場合は、上下水道サービスセンターへご相談ください。

なお、自宅敷地内の水道管(給水装置)は、各家庭の所有物にあたるため、修理費や漏れた水に対する水道料金および下水道使用料は個人負担となります。ただし、次の条件を全て満たし、減免申請書を提出いただいた場合には、水道料金が減免される場合があります。

- ①漏水の原因が利用者自身の過失によるものではないこと。
- ②漏水の箇所が、地下などの外から見えないところであること。
- ③漏水の箇所の修繕が完了していること。
- ④長泉町指定給水装置工事事業者による修繕であること。



◆漏水チェック

- ①家中の蛇口を全部閉めてください。
- ②水道メーターのふたを開き、パイロットマークを確認ください。マークが少しでも回っていたら、漏水している恐れがありますので、長泉町指定給水装置工事事業者へ修理を依頼してください。



漏水は大切な水を無駄にするばかりでなく、皆さんの料金などの負担を大きくする原因となりますので、定期的にチェックすることをおすすめします。

■上下水道サービスセンター

上下水道料金などに関する業務を民間会社に委託して上下水道サービスセンターを開設することで、経営の効率化とサービスの向上を図っています。

業務時間／8：30～17：15

(土・日曜日、祝・休日を除く)

主な業務内容／

- ・上下水道料金の支払い・名義変更
- ・上下水道の使用開始・中止の届出
- ・水道メーターの検針に関すること
- ・滞納整理や停水に関すること
- ・水質の異常に関すること
- ・水関すること
- ・消火栓の使用に関する受付 など

※上下水道サービスセンター職員は、身分証明書を携帯しています。窓口業務のほか、各家庭を訪問して行う水道メーターの検針などで不明な点がありましたら、身分証明書の提示を求め、職員であることを確認してください。

問い合わせ先 上下水道課 ☎ 989-5524

下水道は、私たちが使って汚れてしまった水をきれいにして川や海に返す施設で、蚊・ハエの発生や悪臭を解消し、豊かな自然環境を守り、快適な生活環境をつくれます。

■排水設備設置のお願い

下水道が整備されている区域のご家庭では、「排水設備」の設置が義務づけられています。排水設備とは、家庭や事業所からの汚水を、速やかに下水道に流すための排水管やマスなどのことで、個人負担で長泉町下水道事業排水設備指定工事店に依頼して設置し、管理していただきます。

①排水設備は遅滞なく設置を

排水設備は、下水道が使用できるようになった日（供用開始日）から6カ月以内に設置しなくてはなりません。

※下水道が使用できるようになる地域は、説明会などでお知らせしています。

②トイレの水洗化は3年以内に

くみ取り便所の家庭は、下水道が使用できるようになった日から3年以内に、下水道に直接流す水洗トイレに改造しなければなりません。

③浄化槽は廃止しましょう

下水道が整備された地域では、浄化槽を廃止して下水道に接続してください。そのままにしておくとお衆衛生上も好ましくなく、悪臭などで周辺環境を悪化させる原因となります。

■受益者負担金制度

下水道施設は、公園や道路のように多くの方が自由に利用できるものとは異なり、処理区域内の方しか利用できません。下水道の建設費を税金だけでまかなおうとすると、下水道の整備されていない地域の直接利益を受けない方も負担する事になり、不公平が生じてしまいます。

そこで、下水道の便益を受ける区域内の方々に、建設費の一部を負担していただくのが「受益者負担金」の制度です。





12 ごみの分け方・出し方

問い合わせ先 暮らし環境課 ☎ 989-5514



iOS



Android

ごみアプリを
ご利用ください。

町では、ごみの減量・適正処理のため分別収集を実施しています。地区ごとに収集日を決めてごみを収集していますので、分別収集にご協力ください。

ごみについての詳しい内容は、「**家庭ごみ収集カレンダー**」または「**ごみの出し方便利帳**」をご覧ください。

ごみステーションは

ごみステーションは、自治会が日常の管理をしています。どのステーションに出したらよいか分からないときは、下記に問い合わせてください。

●借家の方は…

自治会の役員または建物の管理会社

●家を新築された方は…

自治会の役員または住宅販売会社

ごみ出しは

ごみは、指定袋などに区名・班・氏名を記入し、収集日の当日、8:00までに決められたごみ集積所に出してください。

ごみは、祝日も収集しています。

※前日や夜中は、近隣の迷惑、交通の妨げ、不審火の元になりますので、必ず当日に出しましょう。

※通勤などの途中で、他地区のステーションには出さないでください。



分別区分は

長泉町では、家庭ごみの減量化や再資源化を目指し、5区分（12種類）に分別を行い、収集しています。（現在、1日1人当たりのごみの排出量は697gであり、県内の自治体と比較しても少なく、全町的に、排出量は減少傾向にあります。）

また、4R運動（リフューズ：断る、リデュース：減らす、リユース：再利用、リサイクル：再資源化）を掲げ、ごみの減量化や再資源化推進のために、全町的に取り組んでいます。

- ①生ごみの水切り：生ごみの約80%が水分となります。水切りや乾燥させることで、臭いの発生や、軽量化になります。
- ②雑紙の資源化：町内の家庭から出る約7割が燃やせるごみとなっていますが、そのうち約4割が紙類となっています。雑紙は資源化することが可能となります。
- ③脱プラスチック：身の回りの多くのものは、プラスチックが使用され、レジ袋削減のため、マイバックの持参等、ペットボトルの購入を控えマイボトルの持参等

1. 燃やせるごみ（週2回）

生ごみ、落ち葉、紙おむつ、生理用品等

※燃やせるごみについては、「長泉町指定ごみ袋」を使用してください。

2. プラスチックごみ（毎週水曜日）

●プラスチック容器

ポリ袋、肉や魚のトレイ、ラップ類、洗剤やシャンプーのボトル類等

●その他プラスチック

洗面器、ポリタンク、プラスチックの衣装ケース、洗濯ハンガー、洗濯バサミ等

※衣装ケース等、大きいものは袋に入れずに、ごみステーションに出してください。



3. 燃やせないごみ (月2回)

• 小型家電(コンセントプラグや電池を使用するものがついているもの)

各種ストーブ、扇風機、電子レンジ、トースター、携帯用充電器等

※電池は、ペットボトル・有害ごみです。

• 破砕ごみ

ゴルフバック、スーツケース、ぬいぐるみ、カーペット、ふとん等

• 埋立ごみ

ガラス類、食器、ビニールホース、アルミ箔、乳白色の化粧品のビン等

4. ペットボトル・有害ごみ (月2回)

• ペットボトル

清涼飲料水の容器 (お茶、ジュース、水)、特定調味料 (しょうゆ、ドレッシング等)

酒類の容器 (焼酎、ウイスキー、日本酒等)

※蓋、ラベル、キャンペーンシールはプラスチックごみ

• 有害ごみ

使い捨てライター、蛍光灯、乾電池、充電池

※乾電池または充電池はビニールテープで絶縁処理 (電極へテープを貼る)

5. 資源物 (月2回)

• 金属類 (リサイクル)

缶類、傘骨、フライパン、自転車等

※自転車はそのまま出す。

※缶類は中身を使い切り、すすいでから出す。

※スプレー缶類は使い切り、穴をあけずにごみステーションに置いてある「空缶容器」に入れる。使い切れない場合には焼却場へ持ち込む。危険物のため処理中に発火の原因となりますので、「その他金属」の容器には入れないでください。

• びん類 (リユース、リサイクル)

飲料用や食料品、化粧品、飲み薬のビン等

※農薬、除草剤等のビンは排出禁止品となりますので、各販売店に返却してください。

※中身は必ず使い切り、きれいにすすいで出す。

• 古紙類 (リサイクル)

新聞紙、雑誌、段ボール、牛乳パック等

※新聞紙、雑誌は紙ひもで束ねて出す。

※牛乳パック等は中身を使い切り、すすいで開

いてから束ねて出す。

※ダンボール等のガムテープはできるだけ外し、燃やせるごみとして出す。町内の家庭から出る約7割が燃やせるごみとなっていますが、そのうち約4割が紙類となっています。雑紙は資源化することが可能となりますので、資源ごみとして出してください。

• 衣類 (リユース、リサイクル)

衣服、布、バッグ、カーテン、毛布等

※ビニール袋に入れて出す。濡れた衣類はリユースできないので、雨の日には出さない。

※ペンキや油、汚れた雑巾等は燃やせるごみ

家電リサイクル法対象機器／

テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵後、冷凍庫、衣類乾燥機

※自らが郵便局等で家電リサイクル券を購入し、町内指定引取所のセキトランスシステム(株)への搬入を行う。または、購入した業者への引き渡し等もありますので、詳しくは購入店へお問合せ下さい。

町が収集できない主なもの

石、土、砂 (園芸用)、タイヤ、建築廃材、金庫、畳、ペンキ、消火器等

ごみの持ち込みは

■受け付けは焼却場で行います。

※必ず焼却場で指示書を受け取り資源物置場や最終処分場に行ってください。

■町内在住が確認できるもの (運転免許証など) を提示してください。

■受付時間/月曜日から金曜日 8:30~12:00まで、13:00~16:30までの間に来場してください。(粗大ゴミの場合 8:30~11:30まで、13:00~16:00まで)

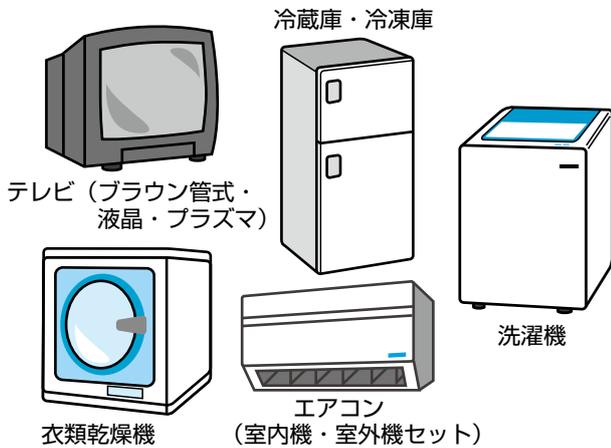
※ごみ (町内で発生した家庭ごみ) は、分別 (5区分、12種類) してお持ちください。ごみの種類に応じて、保管場所に持ち込んでください。

※埋立ごみ・破砕ごみは、12:00~13:00までの間、最終処分場への搬入はできません。



家電リサイクル法の対象機器

■不要になったテレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコンの家電製品6品目は、ごみ集積所に出せませんので、小売店、または町指定取引場所「セキトランスシステム(株) (☎988-6868)」などに引き渡してください。引き渡しの際、収集運搬料金とリサイクル料金がかかります。収集運搬料金は、各販売店などに確認してください。リサイクル料金は、メーカーにより異なる場合があります。詳しくは、家電リサイクル券センター (☎0120-319-640) へお問い合わせください。



パソコンのリサイクル

使用済みのパソコンは、資源有効利用促進法においてメーカーによる回収とリサイクルが義務付けられています。家庭用パソコンについては、小型家電リサイクル法の対象となるため、町でも処理を希望される方は、データを消去したうえで、直接塵芥焼却場にお持ち込みください。

経済産業省
パソコンのリサイクル
(資源有効利用促進法)





13 生涯学習・文化

生涯学習

問い合わせ先

生涯学習課
(コミュニティながいずみ内)
☎ 986-2289 (988-7800)

青少年のために

■長泉町少年少女サークル（はぴはぴサークル）

町内小・中学生を対象に5月から翌年3月までの第2土曜日にさまざまなサークル活動を実施しています。

■子ども会

小学生が各自治会ごとの子ども会に参加し、さまざまな活動をしています。また、子ども会を育成する組織に子ども会育成連合会があります。

■ボーイスカウト

町内では1団のスカウトが活動しています。

■ガールスカウト

町内では1団のスカウトが活動しています。

■青少年相談

いじめ・人間関係・子育ての問題など、青少年や保護者の相談に応じる「青少年相談窓口（☎ 989-7830）」を教育支援センターいずみ教室内に開設しています。

教養を高めるために

趣味を深めたい、教養を高めたいという方のために各種学級、講座などを開設しています。

心豊かな、より充実した毎日を送るために「学ぶ」機会を提供しています。

■家庭教育学級

親同士の親睦を深めながら、子どもの教育について考えます。幼稚園・こども園・小学校の保護者が主体となって、各園や各学校ごと活動しています。

■地域セミナー

地域に暮らす方たちが、男女共生の社会づくりを目指すとともに社会生活に活用できるような問題をテーマに自主的に学習しています。

■長泉わくわく塾（趣味や教養などの講座）

学習に対する多様なニーズに応えるために、講師・受講生がともに参画する生涯学習講座を実施しています。

■^{ひと}男と女の^{ひと}チャレンジらいふ講座

男女共同参画社会の形成をめざして、年齢や性別に関わらず、多様な立場にある全ての人々が自分らしく楽しく生きるための講座を開講しています。

■くすのき（高齢者）学級教養講座

高齢者の仲間づくりと社会参加を推進し、生活の充実を図るため、通年8回目程度の教養講座を開催しています。

■郷土の歴史・文化財について

文化財展示館では、旧石器時代から江戸時代の町の歴史資料の常設展示や、テーマごとの企画展示、古い時代の道具の使い方や火おこしなどを体験する講座を行っています。

また、長泉町史をはじめ、町の歴史や文化財についての刊行物などを発行しています。

■施設の貸館について

コミュニティながいずみの貸館を行っています。詳細は生涯学習課へお問い合わせください。



■文化協会展

文化協会会員の創作・発表・鑑賞の場を提供します。

■町民文化祭

町民の皆さんの創作・発表・鑑賞の場を提供します。

■ながいずみ美術展

日本画、洋画、彫刻、陶芸の作品の展示・鑑賞の場を提供します。

■長泉ピアノマラソン

ベーゼンドルファーとヤマハCFⅢ-Sの2台のフルコンサートピアノを弾くことができる機会を提供します。

町民図書館

問い合わせ先 **生涯学習課**
(コミュニティながいずみ内)
☎ 988-7801

図書館の利用は無料です。書架に並ぶ本や雑誌、新聞は自由に閲覧できます。お気軽にご利用ください。

■本を借りるとき

町内在住の方、町内の事業所や学校に通勤・通学している方に図書貸出証を交付します。

申込場所／町民図書館

持ち物／住所・氏名・在勤・在学状況を確認できるもの(免許証、保険証、社員証、学生証など)

貸出期限／

- 本、雑誌など(10冊まで) …… 2週間以内
- DVD、CDなど(2点まで) … 2週間以内

■本を探すとき

本は、館内に設置してあるOPAC(検索用パソコン)や図書館のホームページから検索することができます。また、検索した資料を予約することもできます。予約にはパスワードが必要です。詳細は、図書館職員にお問い合わせください。

■調べたいことがあるとき

資料が見つからないときや調べたいことがある場合などは、お気軽に図書館職員にご相談ください。資料や情報を探すお手伝いをします。

また、新聞記事オンラインデータベースの閲覧・コピーサービスも行っています。

■図書館の広域利用について

町内在住の方は、御殿場市、裾野市、沼津市、三島市、小山町、清水町、函南町の図書館を利用することができます。

利用を希望される方は、長泉町の図書貸出証と住所・氏名が確認できるものを持参し、希望する図書館へ直接お申し込みください。

井上靖文学館

問い合わせ先 **井上靖文学館** ☎ 986-1771

伊豆の地で幼少期を過ごし、「あすなろ物語」や「しろばんば」などの作品で知られる小説家・井上靖の生い立ちや作品に関する資料を多数展示しています。



■文学館の入館について

町内在住・在勤の方は無料です。

運転免許証や社員証など証明できるものを窓口にてご提示ください。





14 防災・防犯・交通安全

問い合わせ先 地域防災課 ☎ 989-5505

防 災

■南海トラフ巨大地震

南海トラフ巨大地震が発生した場合、町のほぼ全域で「震度6弱」以上の揺れが想定されています。

この揺れにより約100棟の建物が全壊焼失し、約700棟の建物が半壊、さらに、山崖くずれなどが発生すると予想されています。

日ごろから、家庭内や地域内の危険を把握するとともに、できる限りの備えをしましょう。

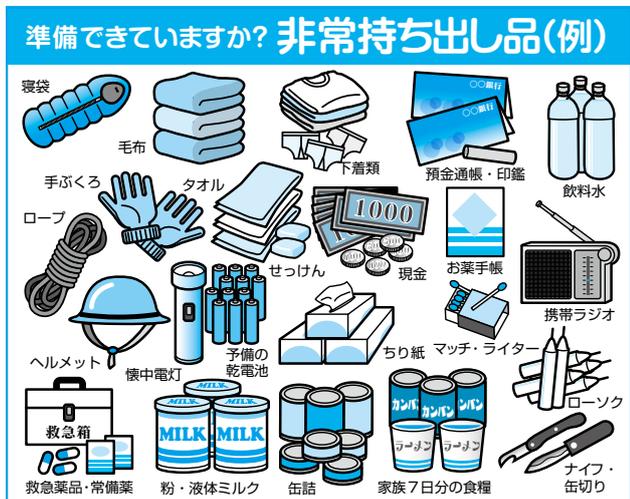
また、各地区で自主防災訓練が行われます。自分の命は自分で、自分たちの地域は自分たちの手で守れるよう、積極的に参加しましょう。

■日ごろからの対策

けがや火災の被害をなくすよう、日ごろから準備をしましょう。

- 家具等の転倒防止・落下防止
- ブロック塀の点検と補強
- 火事を出さない対策
- 物品の備蓄

※必要な物品は、家庭によって異なります。必要と思われる物品を備蓄しましょう。



■広域避難場所

地震などで家を失い縁故避難などできない場合に、地区ごとで避難生活を送る場所です。

名 称	所在地	該当自治会
北 小 学 校	下長窪1060 (986-0400)	元長窪、上長窪、谷津、駿河平、下長窪、池田、八分平、尾尻住宅、屋代住宅
北 中 学 校	納米里333-3 (987-1820)	南一色、東べ南一色、納米里、上土狩、
長泉小学校	中土狩872-2 (986-0476)	惣ヶ原、中土狩、荻素、新屋町上、エンゼル、シャリエ中土狩
長泉中学校	下土狩777 (986-0491)	新屋町中、新屋町下、鮎壺、駅上、駅中、薄原上、シャリエ南、シャリエ東、西、原、東
南 小 学 校	竹原100 (986-7313)	駅下、薄原下、原分、本宿、シャルマン、竹原 (5～16、28、34、36、37班)
知 徳 高 校	竹原354 (975-0080)	竹原 (上記以外の班) 三軒家、杉原、高田、シャルマン竹原、エンゼル西、グランツ

■救護所

地震などで大きな被害を受けたとき、町内の医師等は次の救護所で応急手当を行う計画になっています。

- 北小学校
- 長泉小学校
- 南小学校

■救護病院

救護所での応急手当のほか、さらなる医療行為を必要とする重傷者を救護所から搬送し、処置を行う計画になっています。

名 称	所在地
池 田 病 院	本宿411-5 (986-1212)
県立静岡がんセンター	下長窪1007 (989-5222)

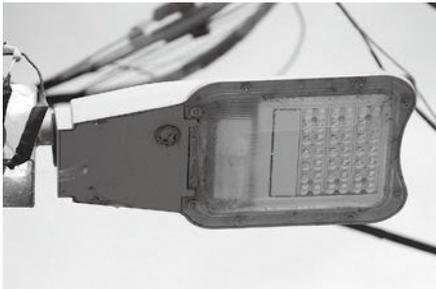
防 犯

■防犯灯

長泉町では、防犯灯を町内の主要路線や通学路などに設置しています。

皆さんの家の近くで夜間に点灯していない防犯灯がある場合や新たに防犯灯を設置したい場合には自治会を通じてご連絡ください。

※行き止まりや個人宅の為だけの用途には設置できません。



■防犯活動

犯罪の起きにくい町づくりを地域ぐるみで進めるため、小学校区ごとに「地区安全会議」を結成し、自主的な防犯活動に取り組んでいます。

普段からのご近所付き合いが犯罪に強い町をつくれます。あいさつなど交流を活発にしましょう。

※「地区安全会議」とは、小学校の通学区域における複数の自治会を中心に、犯罪の起きにくい地域づくりを目的として、各種団体、住民代表、事業者、学校、警察、その他の行政機関の職員などを構成員として結成された組織です。

■緊急情報配信メール

町内で発生した不審者や犯罪、災害に関する情報など、緊急情報の提供を希望される住民の方に対し、直接、携帯電話またはパソコンに、Eメールで配信しますので、次のアドレスから登録してください。

登録料は無料ですが、携帯電話の通信料などは登録者の負担となります。

なお、携帯電話からの登録を推奨します。

○携帯電話用アドレス

http://www.sky-fish.net/mailmagazinenaga/join_eject.html



■警 察

犯罪に巻き込まれたり、各種相談ごとは下記へお問い合わせください。

裾野警察署 ☎ 995-0110

下長窪交番 ☎ 987-5999

長泉町交番 ☎ 988-0110

交通安全

■駿東地区交通災害共済に加入しましょう

問い合わせ先 地域防災課 ☎ 989-5505

交通事故に遭われた方に見舞金を贈る制度です。

加入を希望される方は、下記の金融機関または役場の会計課、南部地区センターへお申し込みください。

対 象／町内に住民登録のある方

※加入後に町外へ転出した場合でも

見舞金の請求ができます。

掛 金／1口500円（年額）

※2口まで加入できます。

申込期限／3月末日

※年度途中での加入もできますが、掛金を納付した翌日からの適用となります。

申込方法／

加入申込書に必要事項を記入して金融機関などで納付

※加入申込書は毎年2月頃に各家庭の世帯主宛てに郵送します。

金融機関／

- ・静岡銀行（下土狩支店・長泉支店）
- ・スルガ銀行（長泉支店）
- ・三島信用金庫（下土狩支店・長泉支店・桜サク支店）
- ・沼津信用金庫（長泉北支店・長泉町支店）
- ・富士伊豆農業協同組合（長泉支店・下土狩支店・納米里支店・中土狩支店）
- ・静岡中央銀行（長泉支店）

※4月以降のお支払いは役場会計課、南部地区センターのみで受け付けます。

※事故に遭われた場合の見舞金請求については、加入申込書をご確認ください。





15 広報・広聴

町からの情報

問い合わせ先 情報戦略室 ☎ 918-2015

■広報ながいずみ

町政が今どうなっているのか、私たちのまちはこれからどう変わろうとしているのかなどを町民の皆さんに正しく理解していただくため「広報ながいずみ」を毎月1回（1日）発行し、自治会を通して各家庭にお届けしています。

■有線テレビ（CATV）

有線テレビ（デジタル121チャンネル）を利用して、町からの情報を皆さんにお知らせする「ながいずみ広報室（10分番組）」を放送しています。

■dボタン

静岡朝日テレビのデータ放送（dボタン）で町の情報を発信しています。

■ホームページ

町の情報が身近にご覧いただけますので、ご利用ください。



◇掲載内容の一例

- よくある質問と回答：町に頻繁に寄せられる、よくある質問とその回答が検索できます。
- メールマガジン：不審者等情報、健康づくり情報が登録者に対してEメールで送信されます。
- 申請書ダウンロード：町が取り扱う申請書がダウンロードできます。
- 長泉町議会：議会議事録が発言者や議題、内容ごとに検索できます。
- 例規集：町の条例・規則などが検索できます。

■ラジオスポット

FMラジオを利用して、町からのお知らせやイベント案内などを放送しています。

・K-MIX

放送時間／

月3回程度 9：45～

・ボイスキュー

放送時間／

毎週月・水曜日 7：30～、毎週火・木曜日
8：30～、毎週土曜日 10：16～

・コーストFM

放送時間／

毎週月～金曜日 8：36～、17：50～

皆さんの声を町政に

問い合わせ先 行政課 ☎ 989-5500

■町長への手紙

町政に対する要望、提案を受け付けています。町内の下記公共施設に専用はがきを用意してありますのでご利用ください。

- ①役場総合案内
- ②コミュニティながいずみ
- ③南部地区センター
- ④ウエルピアながいずみ
- ⑤福祉会館
- ⑥いずみの郷
- ⑦ベルフォーレ（文化センター）
- ⑧勤労者体育センター

また、ホームページでも受け付けていますので、ご利用ください。（ホームページ内「町長への手紙」コーナー）





16 相 談

各種相談一覧（全ての相談は無料です）

相談の種類	相談内容	と き	と ころ	問い合わせ
総合相談 （「がん」の相談窓口）	日常生活における悩みや疑問に関すること	毎週月～金曜日 9：00～16：00	総合相談センター （役場・北館2階）	総合相談室 ☎989-5501
法律相談 ☆要予約 定員8人	相続や金銭問題など、法律上の問題に関すること （相談は弁護士が応じます） 予約開始／毎月第1水曜日 （先着順）	毎月第3水曜日 13：00～16：00		
多重債務相談 ☆要予約 定員6人	消費者金融でのトラブル、多重債務などに関すること （相談は弁護士が応じます） 予約期限／相談日の前日 （先着順）	毎月第2水曜日 13：30～16：30		
交通事故相談	事故処理や保険請求などに関すること	毎月第2・4火曜日 10：00～15：00		
人権相談	男女差別やいじめ、近所付き合いでのトラブルなどに関すること	毎月第3金曜日 10：00～15：00		
行政相談	行政の事務処理に関する疑問や要望などに関すること	第3木曜日・第4金曜日 9：00～16：00		
登記相談	不動産や相続などに関すること （相談は司法書士が応じます）	2・5・8・10月の 第2水曜日 10：00～12：00		
犯罪被害者等 支援相談	犯罪の被害者やその家族・遺族が抱える悩みに関すること	毎週月～木曜日 9：00～16：00		
消費生活相談	訪問販売や契約のトラブルなど消費に関すること	毎週月～金曜日 9：00～16：00	くらし環境課	くらし環境課 ☎989-5514
経営相談 ☆要予約	中小企業者や小規模事業者の資金繰りや創業支援などに関すること	毎月第2・4金曜日 9：00～16：00	総合相談センター （役場・北館2階）	商 工 会 ☎986-0685
乳幼児健康相談 ☆要予約	乳幼児の健康や栄養に関すること	毎月第1・3木曜日 9：00～11：00	ウエルピア な が い ず み	健康増進課 ☎986-8760
成人健康相談 ☆要予約	成人の健康や歯、栄養に関すること			
栄養相談 ☆要予約	食生活に関すること			
福祉総合相談	生活や家族、地域福祉、権利擁護、福祉サービス利用に関すること	毎週月～金曜日 8：15～17：00	福 祉 会 館	社会福祉協議会 ☎987-7680
酒害相談	飲酒をやめたい、やめさせたいなどのアルコール問題に関すること	毎週月～金曜日 9：00～16：00		
身体障害者相談	障がいのある方やその家族の悩みなど	毎月第4火曜日 10：00～15：00		
青少年相談	いじめや人間関係、子育ての問題など、青少年や保護者の悩みに関すること	毎週月～金曜日 9：00～16：00	いずみ教室内 （いずみの郷1階）	青少年相談窓口 ☎989-7830

※相談日が祝・休日にあたる場合の開催については、事前にお問い合わせください。

※青少年相談の長期休業日（夏休み・春休み）の実施については、事前にお問い合わせください。





17 移住・定住

問い合わせ先 **こども未来課** ☎ 989-5573

■長泉未来人定住応援事業奨励金

長泉町で育った若者が長泉町を愛し、未来を担う人材として、長泉町に定住することを応援するため、奨励金を交付します。

奨励金額／

- 大学・大学院を卒業した方 300,000円
- 短期大学・高等専門学校・専門学校を卒業した方 150,000円

※詳細は、ホームページでご確認いただくかお問い合わせください。

■長泉町定住のための新幹線通学支援補助金

対象／

下記の①～⑦すべてに該当する方

- ①町内に在住し、高等学校などの卒業年度の末日以前3年以上継続して町内に居住していた方
- ②高等学校などを卒業し、大学などに入学している方
- ③大学などに入学した年度の4月1日時点で25歳未満の方
- ④JR三島駅から原則として新幹線鉄道営業キロが100km以上の区間の新幹線通学定期券を使用する方（※新横浜駅を利用する方も対象）
- ⑤長泉未来人定住応援事業の仮登録（エントリー）をしている方
- ⑥町が指定した事業に参加できる方
- ⑦本人およびその世帯に滞納がない方

補助額

1カ月20,000円

（※新横浜を利用する方1カ月17,000円）

※詳細については、お問い合わせください。

問い合わせ先 **産業振興課** ☎ 989-5516

■長泉町移住・就業支援金

町内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。）から町内に移住して就業、起業等した方に対し、予算の範囲内において、移住・就業支援金を交付します。

【概要】

- 単身での移住の場合 支援金額60万円
- 2人以上の世帯での移住の場合 支援金額100万円
- 18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合 支援金額 1人につき100万円加算
（令和5年4月1日以前の移住者は、1人につき30万円加算）

支援対象者は、(1)を満たす者のうち、(2)、(3)、(4)または(5)を満たす者。世帯申請をする場合は、(6)も満たすこと。（※下記は(1)～(6)のうち主な内容。詳細は要綱をご参照ください。）

支援対象者に関する主な要件

(1)移住元に関する要件	移住直前10年間のうち、通算5年以上東京特別区内在住または東京圏に在住し、東京特別区内へ通勤していたこと。
(2)就業に関する要件	一般の場合、支援金対象のマッチングサイト掲載求人に該当する者。専門人材の場合、プロフェッショナル人材事業または先導的人材マッチング事業の利用者。
(3)テレワークに関する要件	自己意思による移住で、テレワークにより移住元での業務を引き続き行うこと
(4)本事業における関係人口に関する要件	転入時に満40歳未満であって、要綱掲載の事項に該当する者のうち静岡県東部の企業に就職した者。
(5)起業に関する要件	起業支援金の交付決定を受けており、交付決定日から1年以内の者。
(6)世帯に関する要件 (世帯向けの支援金を申請する場合のみ)	世帯員が移住元、申請時において同一世帯であること。





18 コミュニティバス路線図

令和5年1月23日現在



コミュニティバスは、町と清水町を結ぶ路線「南北線」、町内を8の字で運行する路線「循環線A」「循環線B」の3路線があります。

時刻表は役場などの公共施設で配布しているほか、町ホームページにも掲載しています。

また、バスは交通状況、天候などにより遅れることがあります。

(運賃)

南北線：1乗車3kmまで150円 (80円)
3km以降200円 (100円)

循環線A：1乗車150円 (80円)

循環線B：1乗車150円 (80円)

※ () 内は小人運賃

※未就学児：無料 (人数制限なし)

※障害者割引：運賃の半額 (小人は割引適用外)

(運行便数)

南北線：月～金曜日 6便 土日祝日 5便

南北線A：全日5便

循環線B：全日5便

※12月29日～1月3日の期間は「土日祝日ダイヤ」で運行しています。

バスロケーションシステムはこちら



18 コミュニティバス路線図

問い合わせ先 企画財政課 ☎ 989-5504



長泉町健康都市宣言

ゆとりある心とすこやかな体。生きがいをもって暮らすことができる住みよい郷土。これは私たちにとって共通で永遠の願いです。私たちは、一人ひとりが生涯を通じて健全な心と体を育て、元気に暮らせるまちづくりを目指し、

1. 楽しみながら自分にあった健康づくりに取り組みます。
1. 水と緑豊かな自然に親しみ、栄養、運動、休養のバランスに気を配ります。
1. 健康診断で、早期発見、早期治療に心がけます。
1. 笑いあふれる家庭やさわやかなコミュニティを大切にしみんなで健康づくりの輪を広げます。

私たちは今、健康なひとづくり、まちづくりを進め、ともに手をつないでさわやかな笑顔があふれる「健康都市ながいずみ」の創造をここに宣言します。

平成15年2月16日

長泉町非核平和都市宣言

世界の恒久平和を実現することは、人類共通の願いであり、世界で唯一の核被爆国である私たち日本国民の悲願でもあります。

しかしながら、今なおこの地球上では、戦争やテロリズムなどにより、多くの尊い人命が失われている中で、核兵器の拡散も懸念され、世界の平和と人類の生存に深刻な脅威をもたらしています。

長泉町は、平和を希求する町民の総意として、この水と緑豊かな郷土と平和な生活を次の世代に引き継いでいくとともに、核兵器の廃絶と世界平和の実現に貢献することを表明し、ここに「非核平和都市」を宣言します。

平成18年9月6日

長泉町民憲章

わたしたちは、長泉町民としての自覚と誇りのもとに、次のことにつとめます。

- 美しい自然を愛し、きれいな町をつくりま
- 人とのふれあいを大切にし、住みよい町をつくりま
- 心と体をきたえ、明るい町をつくりま
- 工夫と努力で、豊かな町をつくりま
- 互いにたすけあい、みんなの町をつくりま

(昭和55年11月制定)

長泉町歌

作詞：上田治史

作曲：友永志津

あかねさす 朝日を受けて
輝ける 雪の富士が峰
駿河の海 遥かに光る
ああ、麗しき長泉

(平成3年制定)

長泉音頭

作詞：永井千鶴子

作曲：まやまこうじ

編曲：河合英郎

いずみ いずみ 長泉
箱根山から 朝日が出れば
チョイトネ チョイトネ
富士の白雪 紅化粧
みんな仲よく 手に手をとれば
今日も豊かな 明るい町よ
この町 いい町 長泉
いずみ いずみ 長泉

(昭和55年制定)



■長泉メロン

美しい網目と上品な甘さをもつ大玉の高級メロンで、1本の苗に1玉しか実をつけさせないこだわりのメロンです。



■クレマチス

「ツル性植物の女王」と呼ばれるクレマチスは、多様な花型と多彩な花色で600種以上が知られています。なお、長泉町は苗木の生産量が全国シェア60%を占めています。



■長泉白葱

甘みがありやわらかいことが特徴で、収穫後も品質が落ちにくいのが自慢です。



■長泉大和芋

やまといもを品種改良して作られた長泉町の特産品です。粘りと風味が強く、滋養強壮に効果があるとされ、主に贈答用として全国各地に発送されます。



■長泉町産桃沢わさび

静岡県の湧水100選に選ばれている桃沢川の伏流水で育ったわさびです。本物の辛味と風味が味わえます。



■長泉四ッ溝柿

愛鷹(あしたか)山麓を原産とする渋柿の一種で、昭和30年代以降、町内での栽培が盛んになりました。渋抜きした柿は洗練された甘みとやわらかさが特徴です。



■いもおとこ

町の特産品である「長泉大和芋」を使用した芋焼酎。まろやかでコクがあり、アルコール度数は25.5度。毎年10月に生産され、数量限定で販売されています。



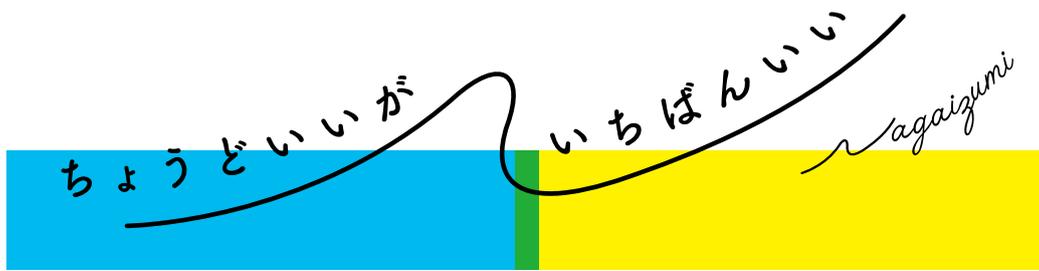
■あしたか牛

愛鷹(あしたか)山麓の広大な大地と、富士山の豊富な湧水で生まれ、安全、安心、高品質を第一に、厳選された飼料で飼育され、全国表彰されたこともある最高級牛です。



■長泉あしたかつ

町の特産品である「あしたか牛」と「長泉白葱」の旨みが詰まったジューシーなメンチカツです。「明日はきっと勝つ」という未来への希望を込めて、親しみやすい名前が付けられました。



近ごろ、世の中、〇〇すぎるが多すぎる。

目立てばいいというわけではありません。

そこへきて、この長泉町です。

静岡県なのに、東京まで小一時間。地方なのに財政が豊か。

緑が多いのになんだか都会。

産業は充実してるし、少子化の時代でも、子どもが多い。

有名じゃないのに、すごく暮らしやすい。

長泉町は、一長一短のないきわめてバランスに優れた都市なのです。

ながく住むなら、やっぱりこういう町がいいですね。

え？それでも何か目立つ特徴がほしかった？

いえ、欲をかいてはいけません。

ちょうどいいが、いちばんいいんです。

あなたに、みんなに、もっと

“ちょうどいい”町にしていきませんか。



▲ Facebook



▲ LINE



▲ Youtube



▲ Instagram



▲ X (Twitter)

長泉町情報戦略室

〒411-8668 静岡県駿東郡長泉町中土狩828番地

Tel. 055-918-2015 Fax. 055-986-5905

URL <https://www.town.nagaizumi.lg.jp>



ホームページ